

# 京都経済短期大学 自己点検・評価報告書

令和 5 年 6 月

## 目次

自己点検・評価報告書 .....	1
1. 自己点検・評価の基礎資料 .....	2
2. 自己点検・評価の組織と活動 .....	13
<b>【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】 .....</b>	<b>16</b>
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神] .....	16
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果] .....	18
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証] .....	22
<b>【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】 .....</b>	<b>26</b>
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程] .....	26
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援] .....	46
<b>【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】 .....</b>	<b>63</b>
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源] .....	63
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源] .....	69
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源] .....	73
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源] .....	75
<b>【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】 .....</b>	<b>82</b>
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ] .....	82
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ] .....	85
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス] .....	87
<b>【資料】</b>	
[様式 9] 提出資料一覧	
[様式 10] 備付資料一覧	
[様式 11~20] 基礎データ	

## 自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、京都経済短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 5 年 6 月 27 日

理事長

川口 博

学長

高橋 弘

ALO

小路 真木子

## 京都経済短期大学

## 1. 自己点検・評価の基礎資料

## (1) 学校法人及び短期大学の沿革

学校法人明德学園は、大正 10（1921）年、日蓮聖人生誕 700 年記念事業として、社団法人明德学園と大本山本圀寺によって創立された明德女学校に端を発している。

社団法人明德学園は、それより十数年前から社会教化を目的に胎動を始めていた。

明治 40（1907）年には京都に集まる子女の教育機関として子守学校「京都私立子守学校」を発足させた。その翌年には昼間小学校へ通学できない子供たちのための夜学校「京都慈光夜学校」を設立している。またその翌年明治 42（1909）年には免囚保護・再犯防止を目的とする「さいれいかい淬励会」を設立。役割としては、現在の保護司のようなもので、家庭訪問・講話会・身上相談などの活動であった。

こうした事業が段階的に拡充されるにつれて、経費も多額を必要とするようになってきたが、これらの事業の成果が社会に認められ、協力者も多く、明治 44（1911）年 8 月に社団法人明德学園が組織されるに至った。

以後は社団法人明德学園によって、子守学校・夜学校のほか日曜学校・講話会などもあわせ経営するようになった。これが現在の学校法人明德学園の始まりである。

その後、大正時代に裁縫学校、戦後の昭和になり商業高校と組織変更しつつ、社会的弱者にも光があたるような教育を中心に展開してきた。そしてその流れは、今でも脈々と続いており、日蓮聖人の教えを遵奉し、教育基本法および学校教育法に則り、宗教教育は行わないものの、宗教する心を育む教育の涵養に努め、「明知を以て明德を実践する国民の資質を向上せしむる教育」（明德：儒教用語）を行うことを目的としてきた。

明德商業高等学校（現在の京都明德高等学校）は、女子教育に力を注ぎ、通常の授業や特別教育活動の他に、とりわけ特色教育として実践教育に力を入れた。またクラブ活動でも珠算・卓球・ソフトボールなどで抜群の成果を発揮し、全国にその名を轟かせた。かくして、時代とともに発展を遂げ、京都における女子商業高校としての確固たる基盤が確立した。現在は、商業科・普通科を併設し、就職から国公立大学・難関私大まで幅広い進路保証をしている。

昭和 61（1986）年には、社会の要請に応じて男子普通科の京都成章高等学校を設立。野球やラグビーでは全国レベルで活躍する一方、国公立大学・難関私大にも多数の合格者を輩出する文武両道の進学校として現在に至っている。なお、現在は両高校とも共学である。

京都経済短期大学は平成 5（1993）年に開学した。当時、より高次の実学教育を目指して進学を希望する商業高校出身者が増加傾向にあった。一方、地域産業の振興に役立つような実学教育を中心とした高等教育機関設立への要望も強くなっていた。そこでこれまでの長年の商業教育の実績や地元産業界との提携関係を生かし、地域協力・産学連携による短期大学を設立した。

令和 3（2021）年、学校法人明德学園は創立百周年の節目を迎えた。

令和 4（2022）年に創立 30 年を迎えた京都経済短期大学は、多彩なゼミ活動、学内ダブルスクールや教職員による手厚いサポート等により、コロナ禍においても開学以来の高い就職率を維持するとともに、四年制大学への編入学においても高い実績を上げるなど、地域に根ざしながら、時代に即応した人材育成に努めている。

## 京都経済短期大学

### < 学校法人の沿革 >

明治 40 (1907) 年	京都私立子守学校を設立
明治 41 (1908) 年	京都慈光夜学校を設立
明治 42 (1909) 年	淬励会(保護司の会)を設立
明治 44 (1911) 年	社団法人明德学園を組織
大正 7 (1918) 年	光山コドモ会(日曜学校)を設置
大正 10 (1921) 年	明德女学校を開校
大正 13 (1924) 年	明德高等女学校(本科・裁縫科)を認可 裁縫科は明德裁縫女学校(本科)として設立
昭和 3 (1928) 年	明德裁縫女学校を別科に設置
	光山コドモ会を光山幼稚園と改め、本圀寺から明德学園に経営を移す
昭和 8 (1933) 年	明德高等女学校に補習科を設置
昭和 16 (1941) 年	明德高等女学校の修業年限を 4 年から 5 年に改定
昭和 20 (1945) 年	明德高等女学校に専攻科を設置
昭和 22 (1947) 年	明德女子中学校を設置 明德裁縫女学校(本科・専攻科)を廃止
昭和 23 (1948) 年	社団法人から財団法人に組織変更 明德女子高等学校を設置
昭和 24 (1949) 年	明德高等女学校を廃止
昭和 25 (1950) 年	明德夜間高等学校(商業科・宗教科)を設置 明德洋裁学院を開設
昭和 26 (1951) 年	財団法人から学校法人に組織変更認可 明德幼稚園を開設
昭和 27 (1952) 年	明德女子高等学校を明德女子商業高等学校に改称
昭和 29 (1954) 年	明德女子商業高等学校と明德夜間高等学校を統合して明德商業高等学校と改称し、全日制(商業科)、定時制(商業科・宗教科)を設置
昭和 31 (1956) 年	明德女子中学校を廃止
昭和 39 (1964) 年	明德洋裁学院・明德幼稚園を廃止
昭和 48 (1973) 年	明德商業高校の定時制を閉校
昭和 56 (1981) 年	第 12 回国際珠算競技大会にて世界第一位獲得
昭和 61 (1986) 年	京都成章高等学校を開校
<b>平成 5 (1993) 年</b>	<b>京都経済短期大学経営情報学科開学</b>
平成 9 (1997) 年	明德商業高等学校を京都明德高等学校に校名変更、普通科を設置
平成 12 (2000) 年	京都明德高等学校を男女共学化
平成 15 (2003) 年	京都成章高等学校を男女共学化
平成 26 (2014) 年	京都成章高等学校に通信制課程普通科を設置
令和 3 (2021) 年	明德学園創立百周年

## 京都経済短期大学

### <短期大学の沿革>

平成 4 (1992) 年	京都経済短期大学設置認可
平成 5 (1993) 年	京都経済短期大学を開学(経営情報学科を設置)
	京都経済短期大学経営・情報学会が発足
	京都経済短期大学教育後援会が発足
平成 7 (1995) 年	京都経済短期大学同窓会が発足
平成 8 (1996) 年	カフェテリア設置(1号館増築)
	京都経済短期大学大学生協同組合を設立
	大学コンソーシアム京都に加盟 他大学と単位互換実施
平成 14 (2002) 年	開学 10 周年
平成 15 (2003) 年	学生寮を廃止
平成 16 (2004) 年	洛西・地域研究センターを設立
平成 19 (2007) 年	カウンセラーによる学生相談室を設置
平成 24 (2012) 年	開学 20 周年
平成 26 (2014) 年	コース・ユニット制を導入
平成 30 (2018) 年	経営情報学科入学定員を 150 名から 200 名に変更
	新校舎「講義棟」が竣工
令和 4 (2022) 年	開学 30 周年

### (2) 学校法人の概要

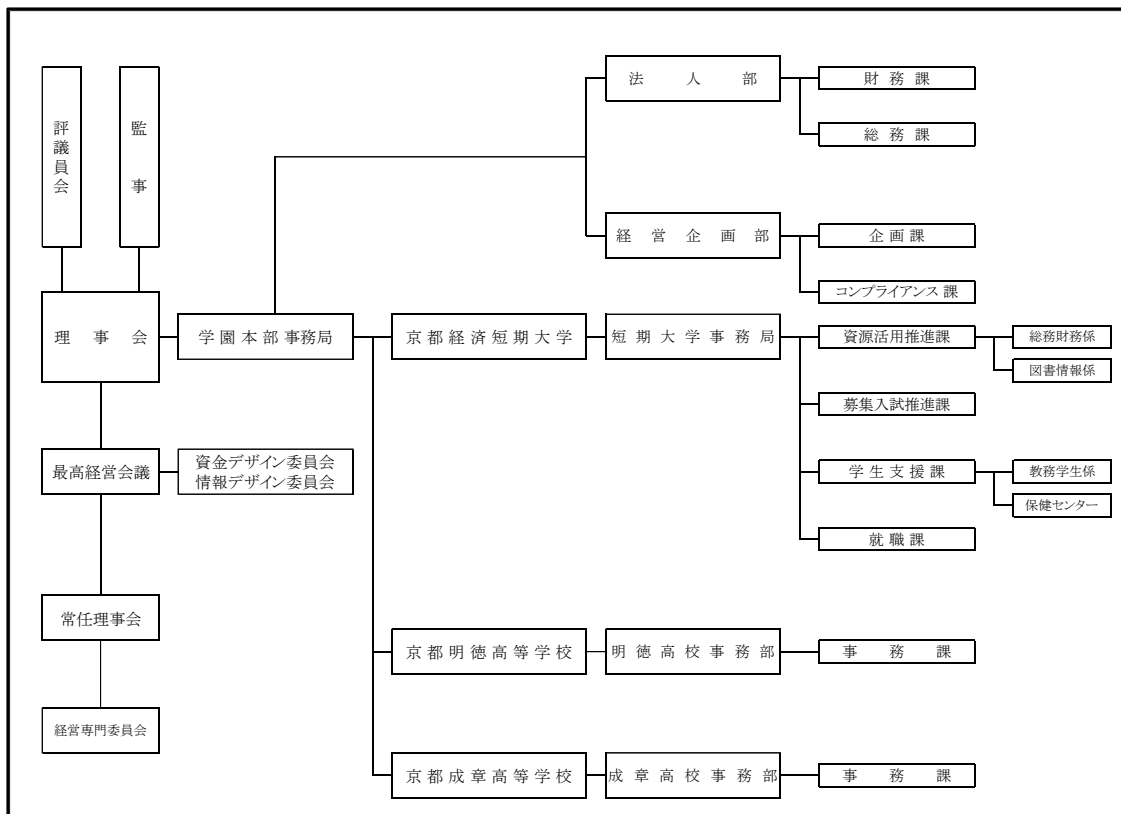
令和 5 (2023) 年 5 月 1 日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
京都経済短期大学	京都市西京区大枝東長町 3-1	200	400	516
京都明德高等学校	京都市西京区大枝東長町 3-8	480	1,440	980
京都成章高等学校／全日制	京都市西京区大枝沓掛町 26	400	1,200	1,159
／通信制		300	300	28

(3) 学校法人・短期大学の組織図

■ 組織図

令和 5 (2023) 年 5 月 1 日現在



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

京都市の西南部に位置し、京都の西の玄関口としての役割を担っている西京区は、昭和 51 (1976) 年 10 月に、桂川を境界線として、右京区から分区して誕生した。京都を代表する河川である桂川が区の東部をゆったりと流れ、西部には嵐山、小塩山などの西山連峰を有する、水と緑、自然が豊かな行政区で、区域の東側は右京区、南区、西側は亀岡市、大阪府高槻市、南側は向日市、長岡京市、大阪府三島郡島本町と接している。

分区当時の西京区の人口は約 9 万人であったが、桂駅を中心とした市街化の進展、洛西ニュータウンの建設、桂坂の住宅開発、桂川右岸における区画整理事業の進展等により、現在は約 14 万 9 千人（令和 2 年国勢調査、速報値）の区民が暮らす市内で 4 番目に人口の多い行政区に発展している。

特に 14 歳以下の人口割合および 1 世帯当たりの人数は、市内で最も高く、比較的に若い世代や一般世帯の多い行政区である。65 歳以上の割合は、市内で 6 番目であり、4 人に 1 人は、65 歳以上で高齢化が進んでいる。また、地域の活性化や地域同士の助け合いの指標となる自治会加入率は、市内で最も低い状況である。

この間、洛西ふれあいの里などの福祉施設、文化、スポーツの拠点となる西文化会館ウエスティ、桂川地域体育館など、区民の様々な活動を支援する体制が整い、いきいきとしたまちづくりが進められるとともに、阪急洛西口駅や隣接する南区の JR 桂川駅の開設をはじめ、国道 9 号京都西立体交差事業、京都第二外環状道路

## 京都経済短期大学

の整備など、都市基盤の整備も進められてきた。現在も、阪急洛西口駅付近の高架下空間の有効活用を行う阪急高架下洛西口～桂駅間プロジェクトや、善峰川や新川の改修工事等が進められている。

また、京都大学桂キャンパス内にナノテクノロジーやバイオ技術などの研究について産学連携をより一層推進する拠点となるローム記念館が平成 17 年 5 月にオープンするとともに、京大桂ベンチャープラザも整備され、最先端の研究の事業化を促進し、起業家の支援や産学共同研究の場となることを目指す「桂イノベーションパーク構想」の推進が図られた。

一方で、野菜づくりを中心とした都市型近郊農業が盛んで、全国的に有名なたけのこや柿のほか、なすの収穫量も市内で最多となっている。また、大原野では花き団地を作り、花苗などの生産が行われている。

本学では、西京区や京都市、地域 NPO との連携事業など、地域社会との連携を積極的に行っている。

項目	西京区	京都市
人口	149,837 人	1,463,723 人
14 歳以下の子どもの割合	12.2%	10.5%
65 歳以上の割合	28.4%	28.2%
1 世帯当たりの人数	2.31 人	2.01 人
自治会加入率	51.9%	65.0%

令和 2 (2020) 年度国勢調査より

(自治体加入率のみ令和 3 (2021) 年度京都市自治体・町内会アンケートより)

[参考資料]

西京区役所 HP : <https://www.city.kyoto.lg.jp/nisikyo/page/0000270247.html>

### ■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

地域	平成 30 (2018) 年度		令和元 (2019) 年度		令和 2 (2020) 年度		令和 3 (2021) 年度		令和 4 (2022) 年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
北海道	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0
東北	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
関東	1	0	3	1	1	0	1	0	0	0
甲信越	1	0	4	2	0	0	5	2	2	1
北陸	10	4	16	6	12	5	17	8	10	4
東海	5	2	9	3	2	1	3	1	4	2
滋賀	43	17	39	15	39	15	28	13	51	20
京都	119	46	112	43	128	50	97	44	124	49

京都経済短期大学

大阪	34	13	35	14	29	11	26	12	14	6
兵庫	9	3	7	3	5	2	10	5	7	3
奈良	2	1	1	0	4	2	2	1	4	2
和歌山	5	2	3	1	5	2	2	1	3	1
中国	9	3	12	5	12	5	11	5	19	8
四国	9	3	9	3	7	3	5	2	6	2
九州	2	1	3	1	3	1	4	2	0	0
沖縄	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
その他	9	3	6	2	7	3	6	3	6	2

東北：福島県、宮城県、岩手県、山形県、秋田県、青森県

関東：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

甲信越：山梨県、長野県、新潟県

北陸：富山県、石川県、福井県

東海：愛知県、岐阜県、三重県、静岡県

中国：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

四国：高知県、徳島県、愛媛県、香川県

九州：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

その他：留学生等

■ 地域社会のニーズ

西京区にある洛西ニュータウンは、昭和 51（1976）年に入居が開始され、ピーク時の人口は平成 2（1990）年の 3.6 万人であったとされるが、少子高齢化等を背景に、人口の減少が続いている。令和 4（2022）年の住民基本台帳による人口は 22,305 人、総世帯数は 9,895 戸となっている。

高齢化率は、京都市の 25.8%、西京区の 28.2%に対して、洛西ニュータウンは 37.7%と周囲地域の数値をやや上回っている状況にあるなど、まち開きから 40 年以上が経過し、他のニュータウンと同様に、少子高齢化、コミュニティの希薄化、サブセンターの衰退、土地利用の変化などの課題を抱えている。

そうした中、洛西ニュータウンでは、自治会や NPO など多くの団体が「親睦」・「福祉」・「環境」・「子育て」等の様々なテーマで活発に活動していることが魅力になっている。近年、全国で地域コミュニティの希薄化が指摘されているが、ニュータウンではそれらの多くの活動を通じて、人と人とのつながりづくり、多様な世代の交流を維持していこうとしている。また、洛西ニュータウンでは地域の将来を担う子どもが地域で様々な交流を通じ、健やかに育つ環境づくりを進めるとともに、高齢者が安心して暮らしていくことができるまちを目指している。

様々な交流による地域活性化というニーズに対し、洛西地域唯一の社会科学系の高等教育機関である本学も、自治体や自治会、NPO など様々な団体と連携を図りながら、教育活動を行っている。

京都経済短期大学

■ 地域社会の産業の状況

京都市の主要経済指標は以下の通りである。

	数値 [全国値] (全国に占める割合)	備考
市内総生産(名目) (平成 30(2018)年度市民経済 計算推計結果)	6 兆 6,291 億円 [547 兆 1,260 億円] (1.21%)	京都府内総生産(名目) 10 兆 6655 億円 (京都府政策企画部企画統計課)
事業所数 (京都市の事業所・企業 平成 28(2016)年経済センサス活動 調査結果報告書)	70,637 事業所 [557 万 8,975 事業所] (1.26%)	(構成比)①卸売・小売業 26.7%、②宿泊業、 飲食サービス業 14.7%、③製造業 10.7%、④ 不動産業、物品賃貸業 8.1% <b>全国第 7 位</b>
従業者数 (京都市の事業所・企業 平成 28(2016)年経済センサス活動 調査結果報告書)	739,542 人 [5,687 万 2,826 人] (1.30%)	(構成比)①卸売・小売業 23.0%、②医療・福 祉 13.7%、③宿泊業・飲食サービス業 12.4%、④製造業 12.3% <b>全国第 7 位</b>
製造業事業所数(4 人以上の事 業所)(平成 30(2018)年工業統 計調査産業別集計(製造業))	2,050 事業所 [185,116 事業所] (1.10%)	(構成比)①繊維 20.1%、②食料品 13.9%、 ③印刷・同関連 11.2% (参考)令和 2(2020)年数値 2,067 事業所(令 和 2(2020)年工業統計調査産業別集計(製 造業))
製造業従業者数(4 人以上の事 業所)(平成 30(2018)年工業統 計調査産業別集計(製造業))	62,713 人 [7,778,124 人] (0.80%)	(構成比)①食料品 13.4%、②電気機械器具 11.9%、③業務用機械器具 10.5% (参考)令和 2(2020)年数値 63,642 人(令 和 2(2020)年工業統計調査産業別集計(製 造業))
製造品出荷額等(4 人以上の事 業所) (平成 30(2018)年工業統計調 査産業別集計(製造業))	2 兆 6,653 億円 [331 兆 8,090 億円] (0.80%)	(構成比)①飲料・たばこ・飼料 27.0%、②電子 部品・デバイス・電子回路 12.2%、③業務用機 械器具 10.0% (参考)令和元(2019)年数値 2 兆 4,620 億円 (令和元(2019)年工業統計調査産業別集計 (製造業))
卸売業年間販売額 (平成 28(2016)年経済センサス 活動調査)	3 兆 5,336 億円 [406 兆 8,202 億円] (0.86%)	
小売業商店数 (平成 28(2016)年経済センサス 活動調査)	10,630 店 [809,124 店] (1.31%)	

京都経済短期大学

小売業従業者数 (平成 28(2016)年経済センサス 活動調査)	91,017 人 [6,355,641 人] (1.43%)	
小売業年間販売額 (平成 28(2016)年経済センサス 活動調査)	1 兆 8,295 億円 [138 兆 156 億円] (1.32%)	
観光客数 (平成 30(2018)年京都観光総 合調査)	5,275 万人	
外国人宿泊客数 (平成 30(2018)年京都観光総 合調査)	450 万 3 千人	前年比 27.6%増 (構成比)①中国 26.0%、②台湾 14.7%、③ア メリカ 9.6% (参考 令和 3(2021)年外国人宿泊客数 5 万 4 千人)
修学旅行生数 (平成 30(2018)年京都観光総 合調査)	95 万 3 千人	(参考 令和 3(2021)年修学旅行生数 24 万 6 千人)

■ 短期大学所在の市区町村の全体図



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。(基準別評価票における指摘への対応は任意)

(a) 改善を要する事項 (向上・充実のための課題)
<p>(1) 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果 [テーマ C 自己点検・評価] 自己点検・評価報告書は、前回の認証評価時以降、公表されていないので、定期的な公表が望まれる。</p> <p>(2) 基準Ⅱ 教育課程と学生支援 [テーマ A 教育課程] 授業出席を点数化して成績評価に含めているように見受けられるので、改善が求められる。</p> <p>(3) 基準Ⅲ 教育資源と財的資源 [テーマ B 物的資源] 火災、地震等の災害に対する避難訓練がなされていないので、実施されたい。</p>
(b) 対策
<p>(1) 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果 [テーマ C 自己点検・評価] 自己点検・評価報告書を定期的に本学ウェブサイトにて公表した。</p> <p>(2) 基準Ⅱ 教育課程と学生支援 [テーマ A 教育課程] シラバス様式の評価方法項目を細分化して、授業出席による点数配分ができないようにした。また、シラバス執筆依頼時期に、全教員を対象としたシラバス FD を開催し、授業出席を成績評価に含めない旨を説明することとした。さらに、年度開始前に全シラバスをチェックし、当該記述がある場合は修正依頼を行った。さらに、オリエンテーションにて学生にも告知している。</p> <p>(3) 基準Ⅲ 教育資源と財的資源 [テーマ B 物的資源] 毎年、避難訓練を実施することとした。</p>
(c) 成果
<p>(1) 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果 [テーマ C 自己点検・評価] 自己点検・評価報告書を定期的に本学ウェブサイトにて公表している。</p> <p>(2) 基準Ⅱ 教育課程と学生支援 [テーマ A 教育課程] 授業出席を成績評価に含めないことが徹底された。</p> <p>(3) 基準Ⅲ 教育資源と財的資源 [テーマ B 物的資源] 避難経路の確認等、防災意識の啓発につながった。 なお、2020年度のみ、コロナ禍のため避難訓練は実施できていない。</p>

- ② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
CAP 制度と GPA 制度との連動

京都経済短期大学

(b) 対策
当該期前期の GPA が定められた基準 (2.7 以上) を達成した者については、当該期の履修登録上限単位 (CAP) を緩和する制度を制定した。
(c) 成果
学修が進んだ者については、より学ぶ機会を提供することができ、学修が不十分であった者については、集中的に学ぶ体制を整えることができた。

- ③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。  
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応(「早急に改善を要すると判断される事項」)
なし
(b) 改善後の状況等

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為(変更)認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。  
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
なし
(b) 履行状況

(6) 公的資金の適正管理の状況（令和4（2022）年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

公的資金の適正な管理については、文部科学省の策定した「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19（2007）年2月15日文部科学大臣決定 平成26（2014）年2月18日改正）に基づき、「研究費不正防止管理・監査規程」を整備している。実際の運用については、補助金の経理事務は事務局が中心となっていて行っている。また、研究者等に直接交付される補助金の経理事務も同様である。研究者が予算を執行する場合は、規程に基づき学園本部で決裁が下りた後に執行が可能となる。このように、研究者が単独で予算を執行できない仕組みとなっており、公的資金は適正に管理・運営されている。また、科研費に係る最新情報は、説明会に参加したり、ウェブ上に掲載された資料や動画を確認したりして、積極的に獲得できるように努めている。

研究者には、不正使用防止と併せて不正行為防止に関しても科研費ハンドブックを手渡して説明を実施するとともに、日本学術振興会のHP上のeラーニング[eL CoRE]を受講してもらい、修了証の提出を求めている。

また、毎年内部監査を実施し、不正防止に努めている。

2. 自己点検・評価の組織と活動

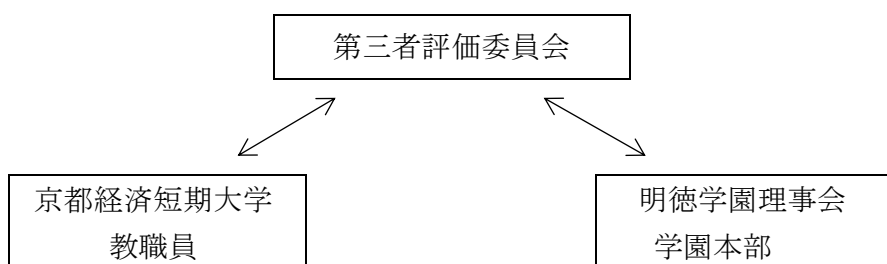
- 第三者評価委員会 令和4（2022）年度

高橋 弘	委員長	学長
佐藤 健司	ALO	学科長
加藤 康		教学部長
小路 真木子		募集入試委員長
小島 理沙		就職委員長
伏見 康子		留学生委員長
田中 豊実		事務局長
廣瀬 洋		資源活用推進課長

- 第三者評価委員会 令和5（2023）年度

高橋 弘	委員長	学長
小路 真木子	ALO	学科長
加藤 康		教学部長
高阪 勇毅		募集入試委員長
小島 理沙		就職委員長
今橋 裕		編入学委員長
田中 豊実		事務局長
廣瀬 洋		資源活用推進課長

■ 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）



■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

京都経済短期大学第三者評価委員会は、本学の教育・研究の充実と活性化をはかり、短期大学の社会的使命を果たすため、教育・研究などの現況とその独自性について、自己点検・評価に関する事項を自主的に調査検討することを目的としている。第三者評価委員会の委員長は学長が兼務し、委員長は委員を会議に招集し、議長を務める。

各委員会は、年度の自己点検活動の計画を立て、それに基づき自己点検・評価報告書を作成している。

本学の点検手順は、教員、各部署が自己点検評価を行い、それぞれの報告書原案を作成している。その原案は委員会総括として、教授会にて確認承認を受けるような仕組みをとっており、全学的に自己点検評価を行っている。

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録

（自己点検・評価を行った令和4（2022）年度を中心に）

日付	会議の種類	内容
令和4（2022）年 8月26日	令和5年度 短期大学認証評価 ALO対象説明会	次年度認証評価を受審するにあたっての説明会
9月29日	第三者評価対策委員会（仮称）	次年度認証評価に係る業務について全体的確認
10月6日	第三者評価委員会（執行部会）	自己点検・認証評価報告書（以下、「報告書」という）作成の役割分担について確認
10月13日	教授会	報告書作成の役割分担について確認
10月27日	第三者評価対策委員会（仮称）	報告書作成のスケジュールについて確認
11月10日	第三者評価委員会（執行部会）	報告書作成のスケジュールについて確認
11月17日	教授会	報告書作成について依頼
11月24日	第三者評価対策委員会（仮称）	進捗状況の確認

京都経済短期大学

12月22日	第三者評価対策委員会（仮称）	進捗状況の確認
令和5（2023）年 2月9日	第三者評価対策委員会（仮称）	進捗状況の確認
3月9日	第三者評価対策委員会（仮称）	進捗状況の確認
4月1日	教授会	令和5（2023）年度学長方針・事業計画について 令和4（2022）年度各委員会総括について
5月11日	第三者評価委員会（執行部会）	報告書について進捗確認
5月18日	教授会	令和5（2023）年度各委員会方針について
6月1日	第三者評価委員会（執行部会）	報告書の内容確認
6月8日	教授会	報告書承認
6月14日	常任理事会	報告書上程
6月23日	理事会	報告書上程

**【基準 I 建学の精神と教育の効果】****[テーマ 基準 I -A 建学の精神]****<根拠資料>****提出書類**

- 1.CampusGuide [令和 4 (2022) 年度]
- 3.京都経済短期大学ウェブサイト [大学基本情報]
- 4.学校法人明德学園ウェブサイト [明德学園がめざすもの]
- 6.大学案内 [令和 4 (2022) 年度]

**備付書類**

- 1.明德学園百年史
- 2.ミッション・ビジョンカード (クレドカード (めいとく WAY・めいとく CODE))
- 3.明德学園広報誌『学園四季』
- 34.学園研修懇親会資料

**[区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

**<区分 基準 I -A-1 の現状>**

本学は、経営学の基礎知識をベースに情報処理能力と経営能力をトータルに身につけた人材を育成し、さらに国際社会にも意識を広げ、幅のある人間的教養を身につけた個性豊かな 21 世紀の産業人を育てていくことを建学の精神として明確に掲げている (提出-1、3)。また、京都経済短期大学、京都明德高等学校、京都成章高等学校、そして学園本部を擁する学校法人明德学園は、「働く人づくり日本一の教育機関」をめざすことが社会的使命 (責任) であるとし、明德学園のミッションとして「傍 (はた) を楽にする人づくり」、経営ビジョンの柱として「生き生き働く魅力ある教職員づくり」、教学ビジョンの柱として「将来の生き方につながる職業観の育成」を掲げ、これらのミッション、ビジョンの実現に向かって鋭意努力しているところである (提出-4)。このように、本学の建学の精神は、明德学園の建学の精神を高等教育機関の教育に反映したものとして具現化されている。また、本学では、建学の精神を基盤として、アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを策定している。さらに、本学が自ら行動規範を定め、学生と保護者を中心としたステークホルダーに対して積極的に説明責任を果たすとともに、経営方針や姿勢を自主的に点検し、健全な成長と発展につなげていくことを目的として、ガバナンス・コードを策定している (提出-3)。

建学の精神が教育基本法等に基づいた公共性を有していることについて、本学は、教育基本法及び学校教育法に則り、豊かな教養と専門知識を授けるとともに、明德学園建学の精神である「明知を以て明德を实践」する人格の形成と、今後の高度情報化社会や国際化社会に即応できる実践的経済人を育成し、もって学術文化の向上と地域社会の進展に寄与することを目的としている。

建学の精神は、学内においてはハンドブックである **Campus Guide**（毎年発行）（提出-1）や入学時のオリエンテーションなどを通じて周知されている。また、明德学園ならびに本学ホームページ（提出-3、4）、明德学園広報誌『学園四季』（備付-3）、本学の大学案内（提出-6）などを通じて、本学のステークホルダーに幅広く周知されている。

建学の精神を学内において共有している点については、入学式および卒業式といった式典での挨拶を通じて、学長が、建学の精神ならびに理念を伝えている。併せて、毎年10月に明德学園の教職員を対象として開催される明德学園研修・懇親会において、明德学園のミッション、ビジョンの共有がなされ、それに基づいた研修が行われている（備付-34）。また、日常的なミッション、ビジョンの共有に関しては、教職員に対して、明德学園のミッション、経営ビジョン、教学ビジョンをそれぞれ記したカード（クレドカード）がネームプレートに入れて携帯できるようになっており、日常的にこれらを意識して働く工夫が施されている（備付-2）。

明德学園の建学の精神ならびにミッション、ビジョンは、学園の理事会などで定期的に確認されており、本学においても、教授会をはじめとする各委員会で、教育、運営に関する検討が、建学の精神や教育目標に基づいて行われている。

#### 【区分 基準 I-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

#### <区分 基準 I-A-2 の現状>

地域・社会に向けた公開講座等として、本学では、地域住民を対象に、留学生による語学講座が行われている。ただし現在は、コロナ禍のため、一時中断している。

地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等との連携としては、本学では、社会に出て実践的に活動し、学生の間には様々な社会経験を積んでいくことを目的とした演習プログラムである「プロジェクト演習」を開講している。令和2（2020）年度は、ごみを減らす実践的演習（京都市、NPO等との連携）と西京区・洛西地域の活性化をめざす活動（西京区との連携）、令和3（2021）年度は、ごみを減らす実践的演習（NPO、洛西エコまちステーション等との連携）、令和4（2022）年度は、京都博物館近辺でのまちづくり（三条通まちづくり協議会、京都文化博物館との連携）を実施している。

また、ボランティア活動等を通じた地域・社会への貢献として、学生が行っている社会活動を単位として認定する「社会活動単位認定制度」や「プロジェクト演習（地元の洛西地域との連携）」を実施している。

#### <テーマ 基準 I-A 建学の精神の課題>

現在、本学では、本学の建学の精神ならびに明德学園の建学の精神、明德学園のミッション、明德学園の経営と教学のビジョンなどに基づいて、教育、運営が行われている。今後は、こうした建学の精神などを、具体的な教育活動や社会活動に、継続して具現化された取り組みとして、環境の変化にも柔軟に対応しながら常に具体的な活動に反映させていく必要がある。

#### <テーマ 基準 I-A 建学の精神の特記事項>

上記でも触れたが、本学の建学の精神ならびに明德学園の建学の精神に基づいて、具体的な教育の方向性を確認する明德学園研修・懇親会と建学の精神に基づいて多岐にわたる教育内容が具現化されているプロジェクト演習は、特筆すべき事項であると考えている。

#### [テーマ 基準 I-B 教育の効果]

##### <根拠資料>

提出書類

- 1.CampusGuide [令和 4 (2022) 年度]
- 3.京都経済短期大学ウェブサイト [大学基本情報]
- 6.大学案内 [令和 4 (2022) 年度]
- 8.履修要項 [令和 4 (2022) 年度]
- 9.シラバス FD 議事録 [令和 4 (2022) 年度]
- 10.企業訪問記録
- 12.学生論集 [令和 4 (2022) 年度]
- 14.シラバス [令和 4 (2022) 年度]

#### [区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に  
えているか定期的に点検している。

#### <区分 基準 I-B-1 の現状>

本学は、建学の精神に掲げる「幅のある人間的教養を身につけた個性豊かな 21 世紀の産業人育成」を教育目的としている（提出-3）。その上で、「自分自身を客観的に捉え、知

的探究心と明確な職業意識をもって目の前の問題に積極的にチャレンジし、常に即戦力たる人間として仕事を通じた社会貢献できる人間」を目指すべき学生像とし、教育目標としている。それを達成すべく、現在では5コース（経済システム、経営マーケティング、会計ファイナンス、国際ビジネス、総合情報）と2ユニット（資格就職、大学編入）を設け、常に自身や社会の将来を念頭に置きながら学ばせ、社会において活躍できる人材育成を行っている。各コースの教育課程は、それぞれの専門領域において必要な知識・技術・資格が得られるよう、授業科目が体系的に配置されている。しかし、各コースの専門だけでなく、建学の精神にも掲げられている「幅のある人間的教養」を身につけられるよう、様々な教養科目も履修できるよう工夫されている。また、2つのユニットにより、コースとは異なった学びを加えることで、複合的な教育効果を生む体制となっている（提出-6、8）。

本学の教育目的・目標は「学則」第1条（目的）において明確にされている。また、各授業科目の教育目的・目標は、各科目担当者が講義要項（以下「シラバス」という。）の「到達目標」や「授業計画」等においてこれらを明らかにし、学生に周知している（提出-14）。

本学全体や授業科目の教育目的・目標は以上のように確立され、また学内外に明らかにされている。学内外への公表という点において、①コースおよびユニットの教育目的・目標は、入学希望者に配布される大学案内冊子、本学入学時および各年度始めに配布される履修要項のほか、本学ウェブサイト等に記載されている（提出-8）。特に、履修要項は毎年実施される共通講義、各学期に実施されるガイダンスにおける指導・説明に活用され、教育目標の周知が図られている。②各科目の教育目的・目標は、前述のように各科目のシラバスの「到達目標」や「授業計画」に明記され、学内外から閲覧できるウェブシラバスとして公表されている。各科目担当者は初回授業において、シラバスにおいて当該科目の教育目的・目標を確認し、学生へ周知している（提出-14）。

教育目的・目標の定期的な点検としては、毎年各コース会議やカリキュラム編成を統括する教学委員会において見直しを行い、学生のニーズや履修状況に応じて改編を行っている。

また、学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応じているかどうかについては、就職課が企業訪問を行う際、必ず意見聴取するようにしている（提出-10）。

**[区分 基準 I-B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

### ＜区分 基準 I-B-2 の現状＞

本学における学習成果については、建学の精神に基づいて策定された目指すべき学生像において明確にされている（提出・3）。

また、ディプロマ・ポリシーとして4つの力（基礎的学力、専門性、社会性、社会における実践力）を示し、履修要項にカリキュラム系統図を掲載するとともに、各科目にナンバリングを行い、各科目がどのような学習成果をもたらすかを明らかにしている。特に専門性においては、各コースにおいて体系的な学習成果を得ることができるよう履修モデルが作成されている。これは履修要項に掲載されており、各学期に行われるガイダンスでも説明が行われ、学生は履修モデルに従って履修することで、体系的に学ぶことができる。また、シラバスにおいても、各授業科目の目標や内容、評価方法が具体的に明示され履修計画の参考となるようにしている（提出・8、14）。

学習成果を学内外に表明することについて、学内に対しては、年度当初のガイダンスにおいて、担当者が建学の精神とともに教育の理念や趣旨、目的を解説し、本学における学習成果、そしてその成果を得たことによる将来について意識できるようにしている。1年次前期に毎週行われるガイダンスにおいても、体系的な学びを意識した履修指導や、将来を意識した資格取得についての説明が行われる。同時にシラバスによって各授業科目の学習成果が示され、授業内容と到達目標および評価基準が、第1回目の授業時に各担当教員から説明されている。獲得された学習成果としての成績評価や取得資格は、学期末に学生本人と保護者に対して通知される。1年次前期の学習成果については、基礎ゼミナール合同授業における発表において報告される。2年間の学習成果については、全学を挙げて実施するゼミナール研究発表会において学内外に公表されるとともに、『学生論集』にまとめられ、全学生に配布される。さらにゼミナールによってはゼミナールごとの論文集が作成されている。一方、学外への学習成果の表明については、入学式、卒業式、大学案内冊子、各種パンフレット、本学ウェブサイト、オープンキャンパス、高校訪問、大学訪問、ゼミナール単位の学外における報告会、プロジェクト演習の外部報告会等、多岐にわたっている（提出・8、12、14）。

学習成果の測定については、授業を通じて獲得できる学習成果を設定してシラバスに明示し、学生がそれを獲得したかどうかを査定（アセスメント）している。基本的に各授業における学生個人に対しては、各期末試験、レポートや提出課題、授業態度等を判断材料として点検・評価する方法をとっている。また、平成26（2014）年度よりGPAを各期の成績票に記載し、学習成果を分かりやすくする仕組みを導入した。

また、学習成果の定期的な点検として、各教員は各期末試験の結果、レポートや提出課題の内容と提出状況、授業態度等、シラバスの作成時に行っている。さらに、毎年各コース会議やカリキュラム編成を統括する教学委員会において点検を行い、改善を行っている。

**[区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。

- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

#### <区分 基準 I-B-3 の現状>

本学の三つの方針（ポリシー）は以下のとおりである。

##### ① アドミッション・ポリシー

京都経済短期大学は、建学の精神・教育目標に基づき、以下のような人物を求める。

1. 自己を理解し、自己の成長に挑戦できる人
2. 将来への職業観を抱き、情熱と粘り強さを発揮できる人
3. 他者の意見や周囲の状況に関心を持ち、他のために行動できる人

##### ② ディプロマ・ポリシー

建学の精神およびその展開としての目指すべき学生像を具現化した以下の基準を満たした学生に学位を授与する。

1. 基礎的学力：「学びの基礎力」を獲得していること。
2. 専門性：「職業人として求められる専門能力」を獲得していること。
3. 社会性：「組織の一員として行動できる力」を獲得していること。
4. 社会における実践力：「社会的課題の解決に資する力」を獲得していること。

##### ③ カリキュラム・ポリシー

ディプロマ・ポリシーに定めた、学位授与に必要な能力を獲得させるため、以下のカリキュラムを体系的に提供する。

1. 幅広い教養と基礎的な学習能力を身につけるカリキュラム
2. 経営学の基礎と情報処理能力を身につけるカリキュラム
3. 経営・経済・会計・情報に関するより高度な専門知識を獲得するカリキュラム
4. 講義で得た知識・能力を、実践において創造的に発揮するカリキュラム
5. 職業人として即戦力となる技能を身につけるカリキュラム

上記三つのポリシーについては不断の見直しを行い、直近では令和元（2019）年度に改定を行い今に至っている。三つのポリシーの関連性については、初めにアドミッション・ポリシーにおいて建学の精神に基づいた本学が求める学生像を明確にし、次に建学の精神およびその展開としての目指すべき学生像を具現化したディプロマ・ポリシーを示し、そこに定められた力を習得した者に対して学位を授与している。そして、ディプロマ・ポリシーに定められた具体的な力を付けさせるべくカリキュラム・ポリシーを策定している（提出-3）。

各科目担当者が三つの方針を踏まえた教育計画を策定するよう、毎年シラバスに係るFDを開催している。

なお、これら三つのポリシーは、学内へは Campus Guide で、学外には、本学ウェブサイトで開催している（提出-1、3）。

＜テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題＞

本学が今後も勝ち残っていくためには、時代や地域・社会のニーズを的確に捉え、三つの方針や教育目的・目標、学習成果等について不断の見直しを行い、それらの要請に応えたコース・ユニット制を編成し、効果的に広報していく必要がある。

また、シラバスに係る FD については、令和 3（2021）年度からは専任教員、特別任用常勤講師（以下、「常勤講師」という。）のみで実施している。非常勤講師に対して資料送付は行っているが、継続して内容の徹底を確認していく必要がある。

＜テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項＞

特になし

[テーマ 基準 I-C 内部質保証]

＜根拠資料＞

提出書類

3.京都経済短期大学ウェブサイト [大学基本情報]

14.シラバス [令和 4（2022）年度]

規程集 1.京都経済短期大学 組織規程

規程集 15.京都経済短期大学 第三者評価委員会規程

規程集 21.京都経済短期大学 委員長及び付属機関長の選出に関する規程

備付書類

8.京都明德高等学校との情報共有メモ

22.講義アンケート結果 [令和 4（2022）年度前期]

23.講義アンケート結果 [令和 4（2022）年度後期]

[区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

＜区分 基準 I-C-1 の現状＞

本学では、「組織規程」、「委員長及び付属機関長の選出に関する規程」を整備し、学長を補佐すべく下記の委員会を置いている。また、自己点検・評価のための規程としては「第三者評価委員会規程」を整備し、その規程に則って「第三者評価委員会」を設置して

いる（提出-規程集 1、15、21）。

【本学の委員会】

人事委員会、募集入試委員会、教学委員会、就職委員会、留学生委員会  
図書・学会委員会、システム運用委員会、第三者評価委員会  
ハラスメント防止委員会、衛生委員会

各委員会は、年度当初に委員会方針を策定し教授会の議を経て執行する。年度末にはその総括を行うことで自己点検を行う仕組みを整えている。

上記の委員会総括は、本学ウェブサイトに掲載することで公表している（提出-3）。

委員会には、教員は全専任教員がいずれかの委員会に参加している。職員については、主に係長以上の職員が参加している。ただし、各委員会が事務局の部署と密接に関わっているため、委員会参加職員が参加していない課員とも情報共有を行っており、全職員で関与する体制となっている。

また、例年、系列の高校から少なくない学生が入学しているため、本学の取組等を適時意見聴取することができている。さらに、必要であれば特定の学生情報についても提供を受けている（備付-8）。

上記のような体制を取ることで、本学の自己点検・評価の結果を改革・改善に活用することができている。

【区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

＜区分 基準 I-C-2 の現状＞

学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有しているかという点については、まず、各授業科目の「学習成果」について、シラバスの中の「到達目標」において、学習者が会得できる成果を明示している。その測定方法は同じくシラバスの中の「評価方法」において明示されている。すなわち学生個人としては、各科目における筆記試験、レポート、授業態度等によって評価される方法がある。また、組織的には学生を対象とした満足度調査や講義アンケート等がある。以上の視点から、本学は学習成果を査定（アセスメント）する手法を有していると言える。学生個人に対しては、シラバスに明記された評価方法として、各期末試験とその結果、レポートや提出課題、授業態度などを判断材料とし、点検・評価する方法を用いている。また、各期実施している講義アンケートでは、学生が講義について評価するだけでなく、教員もアンケート結果にコメントを返すことによって、学生と教員の双方向のコミュニケーションを図り、授業改善と学生の理解度向上を促進している。さらに、一部授業の公開、ボランティア活動等、地域からの評価、就職状況や進学状況からみた評価など、日常的な教育活動の中に査定（アセスメント）の手法が

存在している（提出-14、備付-22、23）。

本学における教育の向上・充実のための PDCA サイクルについて、教員の教育活動・科目運営の観点から見ると、①として毎年教学委員会方針の中で教育事業計画を明示している。各教員の担当科目の計画は、シラバスの中で「到達目標」「授業計画」として示している。また前々期オリエンテーション時には、資格の取得方法やそのための履修計画について説明される。授業の第1回目においては、シラバスに基づいて授業計画が説明されることとなっている。②として、教育課程やシラバスに従って授業等が実施され、適宜授業内レポートや小テスト、受講態度等によつての学習が評価される。③として、期末定期試験や授業内随時試験、学生による講義アンケートによつて点検・評価が行われる。そして④として、教学委員会において①で策定した委員会方針に沿って総括を行い、改善が必要な点については次年度への課題として明示される。また、講義アンケート等を活用して各科目における授業改善を行ったり、次年度教育課程の改善を行ったり、FD・SD 研修会を行ったりしている。以上のように本学では教育の向上・充実のための PDCA サイクルを実行しながら、教育の質の保証を目指している（提出-14）。

また、本学では、学校教育法、短期大学設置基準等関係法令の変更などを適宜確認し、場合によっては関係各所に問い合わせを行い、カリキュラムの内容や教員組織等の見直しを行っている。関係法令の変更についての文部科学省からの通達や官報等の文書は、管理職、関係の担当事務職、担当教員間で回覧し、必要に応じて関係する委員会や執行部会、教授会または全教職員で情報を共有化して周知・確認することで、法令遵守に努めている。毎年度末の学則変更については、教授会、理事会の承認のもとに文部科学省に届け出を行っている。また、文部科学省等の各種説明会、各種団体の協議会には、関係する担当部署の教職員が出張して情報収集するとともに、関係委員会や関係部署内で情報共有を行っている。

#### <テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題>

本学は高等教育機関としての自覚と責任、そして使命感を持って学生を教育しなければならないことを銘肝している。安易な単位修得をさせないよう常に自己点検を行わなければならない。また、関係法令についても、改正等があった場合には、教授会、職員の会議の場でしっかり情報共有する必要がある。

#### <テーマ 基準 I-C 内部質保証の特記事項>

特になし

#### <基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

前回の認証評価では、明德学園の建学の精神、ミッションおよびビジョンをもとに整備したコース・ユニット制の結果を検証する旨記述した。このことに関して、最もわかりやすい指標が受験志願者数、入学者数であると考えられるが、いずれも大幅に改善し、定員

## 京都経済短期大学

増加につながった。そのため、かなりの効果があったと捉えている。しかしながら、受験生のニーズは変化するものであり、本学では、「現状維持は衰退」との認識をもち、常にどのようなニーズがあるかアンテナを張り続け、魅力ある学校づくりとともに学生募集を安定させていきたい。

## 【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

## [テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

## &lt;根拠資料&gt;

## 提出書類

1. CampusGuide [令和 4 (2022) 年度]
2. CampusGuide [令和 5 (2023) 年度]
3. 京都経済短期大学ウェブサイト [大学基本情報]
7. 京都経済短期大学 学則
8. 履修要項 [令和 4 (2022) 年度]
10. 企業訪問記録
17. 学生募集要項 [令和 5 (2023) 年度]
14. シラバス [令和 4 (2022) 年度]
29. 教授会議事録 [令和 4 (2022) 年度]

## 備付書類

8. 京都明德高等学校との情報共有メモ
9. 卒業時アンケート結果 [令和 4 (2022) 年度]
21. 単位認定状況一覧 [令和 4 (2022) 年度]
31. 専任職員一覧表
41. 事業報告書・財務計算書類 [令和 4 (2022) 年度]

## [区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]

## ※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
  - ① 卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

## &lt;区分 基準Ⅱ-A-1 の現状&gt;

学位（短期大学士）授与の方針については、ディプロマ・ポリシーの中で明確に掲げている。これを受けて、卒業要件として必要な科目および単位数を「学則」第 28 条に、成績評価の基準を第 26 条並びに「試験及び成績に関する内規」に定めている。また、その方針は Campus Guide、履修要項、本学ウェブサイト等で学内外に公表している。特に学生への周知としては、学期始にガイダンスを実施し、建学の精神、ディプロマ・ポリシー等について説明を行っている（提出-1、3、8）。

学位授与については、「学則」第 30 条において、第 1 項「本学を卒業するためには、本学に 2 年以上在学し、第 28 条に定めるところにより必要な単位を修得しなければなら

ない。」、第1項「前項の条件を満たした者については、教授会の議を経て、学長は卒業を認定し、卒業証書を授与する。」、第3項「学校教育法第104条の規定により、前項の卒業生に対し、短期大学士（経営情報学）の学位を授与する。」と規定している（提出-7）。

卒業要件については、「学則」第28条に卒業するために必要な単位数（64単位）を明示し、学則別表I教育課程に卒業するために単位修得が必要な科目を明示している。

成績評価の基準は、「学則」第26条の「学習の評価」によって規定される。細則は「試験及び成績に関する内規」に定められている。科目の単位修得のための評価は、原則として各期末に実施する定期試験によるが、定期試験の受験資格は3分の2以上の出席を要件とし、それに満たない場合は失格となる。各科目の学習評価は100点法を採用し、点数はS（秀）、A（優）、B（良）、C（可）、D（不可）の5段階で評価される。各期末試験において60点未満の者はD（不可）となるが、科目担当教員が再試験を許可する場合は、願い出により再試験を受けることができる（提出-1、7）。

本学の卒業認定を受けた者の就職率および編入学進学率は90%を越え、就職先から一定の評価を受けている。本学は建学の精神に21世紀の産業人育成を掲げ、明德学園が目指す「働く人づくり日本一の教育機関」を目標とし、一貫して社会において即戦力たる人材育成を行っている。学位授与の方針としてディプロマ・ポリシーにも、社会において即戦力たる人材に必要な4つの能力（基礎的学力、専門性、社会性、社会における実践力）を定めており、これらの能力を備えていることが、就職先から一定の評価を受ける大きな要因となっていると考えられる。また、四年制大学へ編入学した学生は、本学で修得した単位の多くを、進学先大学における卒業単位として認定されている。これらのことから、本学の学位認定には一定の社会的な通用性があると判断できる（提出-3）。

学位授与の方針は定期的に点検され、必要に応じて見直しが行われている。学位授与の方針は建学の精神や目指すべき学生像を踏まえて本学教育の方向性を定めるものである。それは社会的・経済的・文化的状況に応じて、その時代や社会の要望に合ったものであるか、常に点検される必要がある。本学では各コース会議や教学委員会において、また教授会において点検されている（提出-29）。

**[区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
  - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
  - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
  - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
  - ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。

- ⑤ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
  - ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

### <区分 基準Ⅱ-A-2の現状>

繰り返しになるが、以下が本学の三つのポリシーである（提出3）。

#### ① アドミッション・ポリシー

京都経済短期大学は、建学の精神・教育目標に基づき、以下のような人物を求める。

1. 自己を理解し、自己の成長に挑戦できる人
2. 将来への職業観を抱き、情熱と粘り強さを発揮できる人
3. 他者の意見や周囲の状況に関心を持ち、他のために行動できる人

#### ② ディプロマ・ポリシー

建学の精神およびその展開としての目指すべき学生像を具現化した以下の基準を満たした学生に学位を授与する。

1. 基礎的学力：「学びの基礎力」を獲得していること。
2. 専門性：「職業人として求められる専門能力」を獲得していること。
3. 社会性：「組織の一員として行動できる力」を獲得していること。
4. 社会における実践力：「社会的課題の解決に資する力」を獲得していること。

#### ③ カリキュラム・ポリシー

ディプロマ・ポリシーに定めた、学位授与に必要な能力を獲得させるため、以下のカリキュラムを体系的に提供する。

1. 幅広い教養と基礎的な学習能力を身につけるカリキュラム
2. 経営学の基礎と情報処理能力を身につけるカリキュラム
3. 経営・経済・会計・情報に関するより高度な専門知識を獲得するカリキュラム
4. 講義で得た知識・能力を、実践において創造的に発揮するカリキュラム
5. 職業人として即戦力となる技能を身につけるカリキュラム

上記③カリキュラム・ポリシーに提示されているように、本学の教育課程編成・実施の方針は、ディプロマ・ポリシーに定めた学位授与に必要な能力を獲得させるために設定している。

「短期大学設置基準」第5条では、以下のとおり規定されている。

(教育課程の編成方針)

第五条 短期大学は、学校教育法施行規則第百六十五条の二第一項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

- 2 教育課程の編成に当たっては、短期大学は、学科に係る専門の学芸を教授し、

京都経済短期大学

職業又は實際生活に必要な能力を育成するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

本学では上記の規定を踏まえ、学生が体系的かつ学習成果に対応した学びをできるように履修モデルを作成し履修要項にて提示している。本学では、先述したとおり、5 コース 2 ユニット制を導入し、学生には、強制ではないが、いずれかのコースを意識し履修登録させるようにしている。ユニットは、就職と編入があり、前者は就職後にも役に立つ能力を身につけさせるべく、後者は編入先の大学等での学びに繋がるよう配慮し科目群を設けている（提出・8）。

[表 1 履修モデル①]

<1 年次前期 履修モデル>

	一般学生	留学生	備考
必修科目	基礎ゼミナール 総合基礎英語 文書処理技能演習	基礎ゼミナール 日本語 I 〈留〉 日本事情 I 〈留〉 文書処理技能演習	
選択必修科目	経営学総論 ミクロ経済学 初級簿記 中級簿記 I 情報処理概論	経営学総論 ミクロ経済学 初級簿記 中級簿記 I 情報処理概論	左記科目のうち いずれか 2 科目以上必修

[表 2 履修モデル②]

<コース別履修モデル>

コース	配当時期	2 年次	
	1 年次	前期	後期
経済システム	後期 マクロ経済学 会計学入門 統計学	前期 行動経済学 財務分析論 金融論※1年次配当科目	後期 国際経済学 環境経済学 流通論
経営マーケティング	経営管理論 マネジメント史 企業論 会計学入門	中小企業論 経営組織論 人的資源管理論 経営戦略論 財務分析論 金融論※1年次配当科目 イノベーション論	マーケティング論 流通論
会計ファイナンス	会計学入門 簿記特講 II [後期前半]	財務分析論 財務会計論	税務会計論 ファイナンス入門

京都経済短期大学

	中級簿記Ⅰ [後期後半] 工業簿記 FP実務演習Ⅱ ファイナンス入門	原価計算論 中級簿記Ⅱ 管理会計論 金融論※1年次配当科目	
国際 ビジネス	経営管理論 企業論 マクロ経済学	財務分析論 金融論※1年次配当科目 TOEIC800	マーケティング論 流通論 国際経済学
総合情報	アルゴリズムとデータ構造 プログラミング入門 情報デザイン コンピュータグラフィックス フィジカルコンピューティング 会計学入門	情報セキュリティ 情報ネットワーク プログラミング実践	データベース論 システム設計

[表3 履修モデル③]

<大学編入ユニット 履修モデル>

		1年次		2年次	
		前期	後期	前期	後期
難関大学受験		TOEIC500 基礎数学Ⅰ	<u>経営講読Ⅰ</u> <u>経済講読Ⅰ</u> <u>編入対策特講Ⅰ</u> <u>編入対策英語Ⅰ</u> TOEIC600 TOEIC500 基礎数学Ⅱ	<u>経営講読Ⅱ</u> <u>経済講読Ⅱ</u> <u>編入対策特講Ⅱ(経営)</u> <u>編入対策特講Ⅱ(経済)</u> TOEIC800 TOEIC600	
指定校 推薦受験	共通		<u>編入対策特講Ⅰ</u>		
	経営 商	経営学総論	<u>経営講読Ⅰ</u>	<u>経営講読Ⅱ</u> <u>編入対策特講Ⅱ(経営)</u>	
	経済	ミクロ経済学	<u>経済講読Ⅰ</u>	<u>経済講読Ⅱ</u> <u>編入対策特講Ⅱ(経済)</u>	
	情報	情報処理概論	アルゴリズムとデータ構造		
	会計	初級簿記	<u>経営講読Ⅰ</u> 会計学入門	<u>経営講読Ⅱ</u>	

※ 下線科目は要卒単位に含まない。

京都経済短期大学

[表4 履修モデル④]

<就職ユニット 履修モデル>

	1年次				2年次
	前期	夏期集中	後期	春期集中	
公務員	<u>公務員対策講座</u>				
ホテル・ブライダル		<u>ホテル・ブライダル業界対策Ⅰ</u>		<u>ホテル・ブライダル業界対策Ⅱ</u>	
医療事務		<u>医療事務技能演習</u>			<u>秘書学実務演習Ⅱ</u>
			<u>秘書学概論</u> <u>秘書学実務演習Ⅰ</u>		
登録販売者	<u>登録販売者実務演習</u>				
秘書	ビジネス文書表現 ビジネス実務マナー		<u>秘書学実務演習Ⅰ</u>		プレゼンテーション <u>秘書学実務演習Ⅱ</u>
日商 PC	文書処理技能演習 ビジネス文書表現		表計算技能演習		
販売士	ビジネス実務マナー		<u>販売実務</u>		
宅建士	<u>宅建士実務演習Ⅰ</u>	<u>宅建士実務演習Ⅱ</u>	<u>宅建士実務演習Ⅲ</u>		
IT パスポート	情報処理概論 システム総合特講Ⅰ		システム総合特講Ⅱ		情報セキュリティ
基本情報 技術者	情報処理概論 システム総合特講Ⅰ		システム総合特講Ⅱ プログラミング入門 アルゴリズムとデータ構造		情報セキュリティ プログラミング実践
情報セキュリティ マネジメント	情報処理概論 システム総合特講Ⅰ		システム総合特講Ⅱ		情報セキュリティ
ウェブデザイ ン技能士	システム総合特講Ⅰ		情報デザイン ウェブデザイン入門		情報ネットワーク 情報セキュリティ
TOEIC	TOEIC500		TOEIC600 TOEIC500		TOEIC800 TOEIC600
簿記	初級簿記	簿記特講Ⅰ	簿記特講Ⅱ 中級簿記Ⅰ 工業簿記		中級簿記Ⅱ 原価計算論

※ 下線科目は要卒単位に含まない。

本学では高等教育機関における単位の重要性を踏まえ、安易に単位修得させることはしない。単位修得については、履修要項や Campus Guide にて、卒業までに必要な単位数、そのうちの分野のどの科目をいくつ修得しなければならないかを明示している。また、「授業科目の履修に関する内規」において CAP 制を定め、各期に履修できる単位の上限を定めている。なお、CAP 制についても常に見直しを行い、直近では令和 4 (2022) 年 10 月の教授会にて改正を行った (提出・1)。

[表 5 CAP 制新旧対照表 (令和 4 (2022) 年度、令和 5 (2023) 年度)]

	新旧	履修時期			
		1 年次前期	1 年次後期	2 年次前期	2 年次後期
履修上限 単位数	令和 4 (2022) 年度まで	27 単位	23 単位	23 単位	23 単位
	令和 5 (2023) 年度より	変更なし	24 単位	24 単位	24 単位
直前期 GPA2.7 以上の者			27 単位	27 単位	27 単位

各科目の成績評価方法についてはシラバスに示している。シラバスは学生ポータルサイト等で確認できる仕組みになっている。いずれの科目においても学期末の定められた期間に試験を実施している。試験の種類は、筆記試験とレポート試験があり、成績については 100 点法で行い 60 点以上を合格としている。

また、今般の自己点検評価を機に、これまで履修要項や Campus Guide で明文化され運営されていたものの規程化まではされていなかった GPA 制度について、「GPA 制度に関する内規」として制定し、その中で GPA 算出計算式や成績評価とグレード・ポイントの扱いについて明確にした (提出-1、2、8)。

(GPA の算出方法)

第 5 条 学期 GPA 及び累計 GPA は、以下の各号の計算式によって算出することとし、算出された数値に小数第 2 位未満の端数があるときは、小数第 3 位の値を四捨五入するものとする。

(1) 学期 GPA 算出の計算式

$$\frac{\text{(当該学期の履修科目の修得単位数} \times \text{当該科目の GP)} \text{の総和}}{\text{当該学期における総修得単位数}}$$

(2) 累計 GPA 算出の計算式

$$\frac{\text{(在学全期間の履修科目の修得単位数} \times \text{当該科目の GP)} \text{の総和}}{\text{在学全期間における総修得単位数}}$$

[表 6 成績評価とグレード・ポイント]

成績評価 (標語)	Grade Point (GP)	参考 (100 点満点での評価)
秀 (S)	4	90 点以上 100 点まで
優 (A)	3	80 点以上 89 点まで
良 (B)	2	70 点以上 79 点まで
可 (C)	1	60 点以上 69 点まで
不可 (D)		59 点以下 0 点まで
認定 (N)		
評価不能 (X)		

シラバスには、ナンバリング、履修条件、履修制限、履修が望ましい科目、テキスト (教科書)、参考書・参考資料等、テーマ、講義概要、到達目標、授業方法、履修上の注意点、

## 京都経済短期大学

卒業認定・学位授与の方針と関連性、評価方法、課題等へのフィードバック、オフィスアワー連絡方法、担当教員の実務経験、授業計画〔週・授業内容・準備学修（予習・復習）、課題等、準備学修時間〕を明示している（提出-14）。

なお、本学では通信による教育を行う学科は設置していない。

### [図1 シラバス様式]

学科	経営情報学科
授業科目の区分1	
授業科目の区分2	
授業科目の区分3	

ID	
----	--

#### 《 科目》

科目名					
担当者氏名					
授業方法		単位		時間	
必・選		開講年次		開講期	

#### 《ナンバリング・履修条件・履修制限》

#### 《履修が望ましい科目》

#### 《テキスト（教科書）》

#### 《参考書・参考資料等》

#### 《テーマ》

#### 《講義概要》

#### 《到達目標》

《授業方法》

アクティブラーニング活用

--

《履修上の注意点》

--

《卒業認定・学位授与の方針との関連性》

関連性 5 (高い) - 1 (低い)

(1) 基礎的学力	
(2) 専門性	
(3) 社会性	
(4) 社会における実践力	

《評価方法》

平常点	%	
小テスト	%	
レポート	%	
定期試験	%	
その他	%	

--

《課題等へのフィードバック》

--

《オフィスアワー連絡方法》

--

《担当教員の実務経験》

--

《備考》

--

京都経済短期大学

《授業計画》

週	授業内容	準備学習（予習・復習）、課題等	準備学習時間
1			分
2			分
3			分
4			分
5			分
6			分
7			分
8			分
9			分
10			分
11			分
12			分
13			分
14			分
15			分

教育課程は、毎年見直しを行っている。フローとしては、まず、分野担当教員が行うコース会議等で議論し、期日までに教学委員会へ提案する。次に教学委員会で検討し、執行部会での議論を経て、最終的に教授会で確定する。なお、教学委員会の段階でさらに議論の余地が必要と判断されれば、再び分野担当教員へ戻され検討する。このように、慎重に審議され、次年度カリキュラムが完成していく。カリキュラム編成においては、教員本位でなく、本学カリキュラム・ポリシーとの整合性を重視している。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

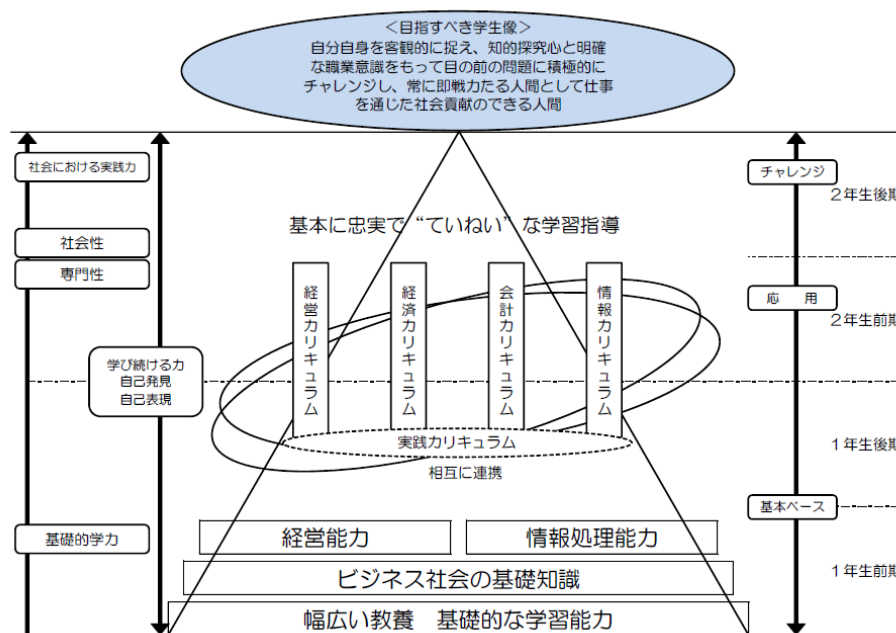
※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

### <区分 基準Ⅱ-A-3の現状>

教育課程編成・実施の方針については、カリキュラム・ポリシーの中で明確に示している。また、教育課程は「学位授与の方針」を実現するために編成するものであるから、「教育課程編成・実施の方針」は「学位授与の方針」に対応して示さなければならない。すなわちカリキュラム・ポリシーには、「学位授与の方針」に掲げた4つの能力（基礎的学力、専門性、社会性、社会における実践力）を育成するために、体系的な教育課程を編成することを宣言している。そして履修要項には、上記4つの能力と体系的に編成された科目群がわかりやすく図示されている（提出-1）。

[図2 目指すべき学生像とカリキュラム]



教育課程は体系的に編成され、学習成果に対応して配置している。原則として1年次前期には、幅広い教養や基礎的学力を涵養する科目、専門学習の基礎となる3分野（経営能力、情報処理能力、ビジネス社会の基礎知識）の入門的科目、キャリアを形成するための基礎的科目を配置している。特に大学学習の導入科目である「基礎ゼミナール」では、最終回に複数ゼミによる合同発表会を実施し、学習の進捗状況を相互に確認する機会を設けている（提出-8）。

1年次後期には、前期の学習を踏まえた専門学習の基礎科目、キャリアを具体的に形成していくための応用科目を配置するとともに、以降1年半にわたって行われる専門ゼミナールが開始される。2年次には1年次の学習を踏まえて、より高度な専門科目が順次配

置されており、専門ゼミナールの学習と合わせて専門性が修得できるように編成されている。また、社会性や社会における実践力を獲得する科目として、「プロジェクト演習」を設定している。当該科目では、学生が主体的に計画・運営を行い、外部と関わりながら設定した課題を解決していくプロセスにおいて専門知識を応用しつつ、上記能力を養成するものであり、1年次から2年間かけて取り組むことができる科目として設定している。

資格取得に係る科目としては、外部資格取得を目指すものと、資格取得課程として設定しているものがある。前者についてはそれぞれの資格を「ユニット」として科目群ごとにまとめ、順次、より高度なレベルを目指せるように科目を配置している。後者については全国大学実務教育協会（JAUCB）資格の中で、本学専門教育と親和性が高い「秘書士」「ビジネス実務士」「情報処理士」の3資格の課程を設定し、対応した科目を配置している（提出-8）。

成績評価は、教育の質保証に向けて厳格に適用するために、「学則」第26条や「試験及び成績に関する内規」によって規定されている。単位修得のための評価は、「学則」第26条および第27条において、原則として試験によると定められている。定期試験の受験資格は3分の2以上の出席を要件とし、それに満たない場合は失格となる。各科目の学習評価は100点法を採用し、点数はS（秀）、A（優）、B（良）、C（可）、D（不可）の5段階で評価される。S（秀）評価については各科目履修者の1割程度を上限として設定し、評価の厳格な運用に努めている。各期末試験において60点未満の者はD（不可）となるが、科目担当教員が再試験を許可する場合は、願い出により再試験を受けることができる。平成28（2016）年度からは、2年次への進級にあたっては一定基準以上の単位修得およびGPAを満たす必要があり、満たさない者については原級留置となる。ただし、一定の条件を満たす場合は仮進級とし、年度始にゼミナール担当者による面談を行い、履修指導を行う。本学の修業年限は2年であり、終了時に卒業に必要な科目の単位修得と、各分野および合計単位数が基準以上修得できていない者は留年としている（提出-1、7、8）。

シラバスについては、「教育課程編成・実施の方針」に基づいた各授業を個別的に展開し、学習効果を実現するために、その整備は不可欠である。また学生が各科目の準備学習する上での指針となり、講義の履修を決める手掛かりにもなる。さらに教員間の授業内容の調整・検討の参考資料としても活用される。シラバスは検索可能なウェブシラバスとしてインターネット上に公開されており、学内外から閲覧が可能となっている。シラバスは全科目において統一された様式を用い、科目名、担当者名、単位数、開講時期、必修・選択の別、テーマ、ナンバリング、履修条件（旧科目名）、テキスト・参考文献、講義概要、到達目標（授業修了時に求める学生の理解・達成度）、各回の授業内容と準備学習（予習・復習）、課題等、評価方法、特記事項などが記載されている。全シラバスは教学部長が確認し、不具合がある場合は担当者に指導して、適切なものとなるよう努めている。授業回数は各期15回とし、定期試験は通常授業期間とは別に設定している（提出-14）。

教員配置については、短期大学設置基準等の関係法令に基づき、教員の資格・業績を基に、教育課程に相応しいよう対応している。それぞれのコースには原則として専門分野の専任または常勤講師を配置し、非常勤講師にて対応する場合は、その専門性を精査して適

切に配置している。

教育課程の定期的な見直しは毎年行われている。各専門教育に属する科目については各コース会議において、キャリアや就職関係科目は就職委員会において、一般教養科目や資格関係科目、編入学関係科目等については教学委員会にて検討される（令和5（2023）年度より、編入学関係科目は編入学委員会にて検討）。コース会議等にて検討された事項は、教学委員会において集約され、全体の調整が行われた後、執行部会および教授会に諮られ、決定される。これらのプロセスにおいて、全専任教員・常勤講師がカリキュラム全体の編成に関わることができている（提出-29）。

本学における教養教育について、建学の精神には「幅のある人間的教養を身につけた個性豊かな21世紀の産業人を育てていく」としており、その必要性について明示している。また、カリキュラム・ポリシーでは「1.幅広い教養と基礎的な学習能力を身につけるカリキュラム」を編成することとし、ディプロマ・ポリシーでは「1.基礎的学力：「学びの基礎力」を獲得していることを学位授与の要件として、幅広い教養を持ち、社会において学び続けられる能力を育成するとしている。このように教養教育は、本学において重要な位置づけとなっている（提出-1）。

本学における教養教育は、主に総合科目および語学科目の科目群において実施している。総合科目は文理諸科学の成果や研究方法、体育芸術などの人間としての技芸・教養を広く理解し、総合的な展望を持つことを目的とし、学科専門を越えた幅広い分野の科目を開講している。また、語学科目は大きく英語とその他の語学に分類され、学科専門からの必要性だけでなく、国際社会の理解や教養としての必要性から開講している（提出-8）。

教養教育と専門教育の関連については、建学の精神に基づいて策定された目指すべき学生像において、「幅広い教養・基礎的な学習能力」は専門教育のベースとなっていることが明示されている。また総合科目には、学科専門に関わる科目であっても、初学的・概論的な内容であり、コースに関わらず幅広く学ぶことが望ましい科目も配置しており、専門科目との関連性も高くなっている（提出-8）。

上記の通り、本学における教養教育は、専門教育と密接な関わりを持っており、その効果の測定・評価および改善については、本学教育課程全体と併せて行っている。

**[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

#### ＜区分 基準Ⅱ-A-4 の現状＞

職業への接続をはかるべく本学では資格取得に係る科目を設定している、資格取得に係る科目は外部資格取得を目指すものと、資格取得課程として設定しているものがある。前

者についてはそれぞれの資格を「ユニット」として科目群ごとにまとめ、順次、より高度なレベルを目指せるように科目を配置している。後者については全国大学実務教育協会（JAUCB）資格の中で、本学専門教育と親和性が高い「秘書士」「ビジネス実務士」「情報処理士」の3資格の課程を設定し、対応した科目を配置している（提出-8）。

また、各期に「キャリアプランニング」という科目を設置し、主に就職希望者へのキャリア形成を図っている。「キャリアプランニングⅠ」では、「これからの時代を生き抜くために必要なスキルや考え方、姿勢を学ぶ。」をテーマに、「キャリアプランニングⅡ」では、「就職活動のすすめ方を知り、就職選考への準備を完成させる。」をテーマに、「キャリアプランニングⅢ」では、「就職内定に向けた取り組みの支援と、就職先での即戦力強化のための社会実践訓練を行う。」をテーマに実施されている。また、就職活動を前にした時期に、「キャリアプランニング特別講義」を開講し、「就職活動に必要な知識を体系的に整理し、実践的な就職活動に結び付ける」ことを目的とした授業を行っている（提出-14）。

職業教育の効果の測定は、就職者数や就職率という結果を以って測っている。本学においては、質・量ともに特筆すべき実績を残すことができている。その理由について、まず、就職委員会が教職協働で適切に役割を果たしていることがあげられる。就職委員会では、就職希望者一人ひとりの状況を踏まえて情報共有を行い、どの学生がどのタイミングどのような活動をすればよいか、その学生のキャリア形成を行いながら指導方法を検討し実行している。また、本学の事務局は、結果を出すことを常に求めており、就職課においてもそれは例外ではない。就職希望者全員の納得した進路実現のため、誰もが学生の状況を把握し、適切な支援ができるように体制を構築している。学生指導だけでなく、職員自身のレベルアップのためのキャリア形成も必要であると考えている

**【区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。】**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

### <区分 基準Ⅱ-A-5の現状>

本学における入学者受入れの方針は、アドミッション・ポリシーとして明確に示している。アドミッション・ポリシーは建学の精神および教育目標に基づいて策定され、教育課程における学習成果に対応している。本学教育課程において目標とする学習成果は、ディプロマ・ポリシーに示す4つの能力と目指すべき学生像である。アドミッション・ポリシーにはディプロマ・ポリシーや目指すべき学生像に示された能力を獲得しようとする人物を求める旨が示されており、入学者受入れの方針と学習成果が対応していることを表している（提出-1）。

具体的にはアドミッション・ポリシーにおいて、本学が求める人物の姿勢3つ（①自己を理解し、自己の成長に挑戦できる人、②将来への職業観を抱き、情熱と粘り強さを発揮できる人、③他者の意見や周囲の状況に関心を持ち、他のために行動できる人）を示している。これらは、目指すべき学生像における①「自分自身を客観的に捉え」、②「明確な職業意識をもって目の前の問題に積極的にチャレンジし」、③「常に即戦力たる人間として仕事を通じた社会貢献のできる人間」にそれぞれ対応している。

入学者受入れの方針は、紙媒体ならびにウェブ上の媒体を通じて、広く一般に提示している。紙媒体の「学生募集要項」には、最初のページに建学の精神と共にアドミッション・ポリシーを明示している。学生募集要項は、本学に対して資料請求をした受験希望者やオープンキャンパスの参加者、学校見学者に対して配布しているほか、業者や外部団体が主催する学外の合同入試説明会でも配布して、説明に使用している。また、教職員による高校訪問の際にも持参して説明している。ウェブ上の媒体としては、本学ウェブサイトの「入試情報」ページのトップに、同じく建学の精神と共に掲載している（提出-17）。

アドミッション・ポリシーは、「〇〇できる人」という表現で、入学前に求める学習成果を明示している。オープンキャンパスや個別相談会、合同入試説明会等においては、建学の精神および教育目標とも合わせて、入学前の学習成果の把握・評価について口頭で説明を行っている。今後は、入学者受入れの方針そのものにおいても、入学前の学習成果の把握・評価についてもっと明確に示せるよう、検討していく必要がある。

現在、本学では多様な入学者選抜試験（特待奨学生選抜、学校推薦型選抜、総合型選抜、一般選抜、社会人選抜、外国人留学生選抜）を行っており、入学者受入れの方針は、入学者選抜試験における指針として用いている。一般選抜を除く全ての入学者選抜試験において面接試験を実施しており、入学者受入れの方針は主にその選考基準として用いている。すなわち、受験者の志望動機、入学後の学業に対する熱意、将来の進路に対する展望を持っているか、そしてそれらが本学入学者受入れの方針と合致しているかを確認し、選抜を行っている。また、一般選抜を含めた全ての入試選抜の資料として高校等出身学校の成績評価書類を、特待奨学生・総合型・社会人の各選抜試験においてはさらに志望理由書等を確認しており、それらの資料からも、入学者受入れの方針に合致した人物であるかを判断している（提出-17）。

多様な入学者選抜試験を実施するにあたって、それぞれ選考基準を設定し、「学生募集要項」に明示している。その上で、基準に基づき公正かつ適正に試験を実施している。試験前には担当者全員で打合せを行い、試験形態ごとの選考基準を再確認したうえで試験実施に臨んでいる（提出-17）。

## 京都経済短期大学

授業料、その他入学に必要な経費については、紙媒体の「学生募集要項」ならびに本学ウェブサイトにおいて明示している。分割納入や本学独自の奨学金給付制度についても示している（提出-17）。

多面的かつ総合的な視点のもと多様な入学者選抜試験を実施できるよう、アドミッション・オフィスを設置し、幅広い分野から選出した教職員が業務にあたっている。具体的には、入学者選抜および学生募集にかかる企画・立案、入学者選抜における選考、受験者への対応等である（備付-31）。

受験の問い合わせなどに対しては、アドミッション・オフィス担当者および入試担当者を中心として、適切かつ丁寧に対応している。

入学者受入れの方針は、同一法人内の高等学校をはじめ、近隣高等学校・在籍学生出身高等学校等関係者の意見も聴きながら、定期的に点検を行っている（備付-8）。

### 〔区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

### ＜区分 基準Ⅱ-A-6 の現状＞

本学の令和4（2022）年度の就職実績を見ると、京都府内の四年制大学に比しても決して引けを取らない内定率を誇るうえ、その質においても四年制大学に比肩しうる内容となっている。一方、編入学においても、国公立大学をはじめ有名私立大学に多数合格者が出ていることから、学習成果においては、「進路実績」という形で具体性があると言える（提出-3）。

本学では、総合科目群、語学科目群、基礎教育科目群、専門教育科目群の4つの科目群から、バランスよく履修・修得することを規定している。具体的には以下の表のとおりであるが、卒業生の状況を見ると、この科目群を満たすことは当然のこと、加えて就職に役立つ資格系科目や編入に役立つ科目を修得する学生がいるところから、2年間での獲得は十分可能である（提出-8）。

[表 7 卒業に必要な単位]

■一般学生

	総合科目	語学科目	基礎教育科目	専門教育科目
必修科目		総合基礎英語	基礎ゼミナール ゼミナールⅠ ゼミナールⅡ ゼミナールⅢ 文書処理技能演習	
選択必修科目			経営学総論 初級簿記 情報処理概論 ミクロ経済学	中級簿記Ⅰ
卒業に必要な単位	6 単位以上	4 単位以上	20 単位以上	16 単位以上
	2 分野合計 12 単位以上		2 分野合計 46 単位以上	
合計 64 単位以上				

■留学生

	総合科目	語学科目	基礎教育科目	専門教育科目
必修科目	日本事情Ⅰ〈留〉 異文化コミュニケーション	日本語Ⅰ〈留〉 日本語Ⅱ〈留〉 日本語Ⅲ〈留〉	基礎ゼミナール ゼミナールⅠ ゼミナールⅡ ゼミナールⅢ 文書処理技能演習	
選択必修科目			経営学総論 初級簿記 情報処理概論 ミクロ経済学	中級簿記Ⅰ
卒業に必要な単位	6 単位以上	4 単位以上	20 単位以上	16 単位以上
	2 分野合計 12 単位以上		2 分野合計 46 単位以上	
合計 64 単位以上				

前述の通り、成績評価は、教育の質を保証するため、「学則」第 26 条や「試験及び成績に関する内規」則って厳格に運用している。単位修得のための評価は、「学則」第 26 条および第 27 条において、原則として試験によると定められている。定期試験の受験資格は 3 分の 2 以上の出席を要件とし、それに満たない場合は失格となる。各科目の学習評価は 100 点法を採用し、点数は S (秀)、A (優)、B (良)、C (可)、D (不可) の 5 段階で評価される。このようなことから学習成果の測定は可能と判断する (提出-1)。

**[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積 (ポートフォリオ)、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

**<区分 基準Ⅱ-A-7 の現状>**

GPA については、毎期および累積で算出するとともに、その分布については奨学金等の推薦基準を検討したり、教育課程編成の際の資料としたりしている。この情報については、本学ウェブページにも掲載している。学位取得率について、本学では卒業要件を満たすことで短期大学士の学位を得るものであることから、卒業率を算出し、学生指導等に活用している。(提出-3、備付-21)

[表 8 卒業率の推移 (平成 29 (2017) 年度～令和 3 (2021) 年度)]

	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度
①2 年生以上在籍者数 (5/1 現在)	196	193	263	265	268
②卒業生数	169	173	226	232	228
卒業率 (②÷①×100)	86.22%	89.64%	85.93%	87.55%	85.07%

本学では毎年卒業時にアンケートを実施している。アンケート結果を受けて、主に教学委員会で今後の指導や教育課程の編成に活かすようにしている。なお、アンケート項目は以下の通りである (備付-9)。

- Q1 あなたにとって最も重要な大学生活の目的は何ですか。あてはまるもの 1 つを選択して下さい。
- Q2 授業科目を履修登録するにあたって、どのようなことを重視しましたか。主なもの 3 つまで選択して下さい。
- Q3 学修成果について、身についたと思うことを選択して下さい (複数回答)

- Q4 あなたの在学中の一日の復習時間について
- Q5 あなたの在学中の一日の予習時間について
- Q6 在学中の長期休暇の一日の学修時間について
- Q7 あなたの在学中の学修・生活習慣についてお教え下さい。あてはまるものすべてを選択して下さい。
- Q9 あなたは授業期間中に、通常一週間に約何時間、アルバイトを行いましたか。
- Q10 本学の教育や学生生活は満足できるものでしたか。該当するものを選択して下さい。

また、インターンシップの参加については、学生個人で応募することが多いため、就職課は適宜アンケートを実施することで把握に努めている。また、本学からもインターンシップの紹介をおこなっており、四年制大学生しか参加できない大手金融機関へのインターンシップにも特別に参加させてもらうなど、学生には積極的にインターンシップに行くようアナウンスしている。

大学編入率についても、本学は、「編入もできる短大」を大きな特色としていることもあり、編入先、そして編入率を大変重要視している。編入後の卒業生の様子についても、毎年1月から3月にかけて、教員が分担して各大学を訪問し情報収集するようにしている。

学習成果は、ディプロマ・ポリシー達成の成否が重要であり、具体的なデータとしては、就職実績、編入実績、卒業生アンケートが重要であると考え。これらについては、事業報告書で公表している（備付-41）。

**【区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。】**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

**<区分 基準Ⅱ-A-8の現状>**

本学では学生の卒業後評価への取り組みとして、企業への訪問時や学内での説明会、講義、ガイダンス、求人等で来学された際に、直接企業担当者へのヒアリングを実施している。担当については、就職支援を専門とする事務スタッフである就職課員と教員と就職課員で構成される就職委員が対応している。企業訪問については、令和4（2022）年度（当年度）内定をいただいた企業を中心に行っており、令和4（2022）年度は18社の企業からヒアリングを実施した。質問している項目は以下の通りである（提出-10）。

**【企業への質問内容】：**

- ① 卒業生の在職状況
- ② 卒業生の担当業務
- ③ 卒業生の採用にいたった理由
- ④ 卒業生の評価

- ⑤ 卒業生の今後のキャリア
- ⑥ 今年度の採用状況
- ⑦ 今年度のインターシップの募集状況
- ⑧ 大学との連携事業
- ⑨ 在学中に身につけてほしいスキル
- ⑩ 取り入れてほしい学び
- ⑪ その他、本学への要望

卒業生の就業状況に関する調査の目的は、卒業生の状況や企業のニーズについてできる限りリアルな声を把握することで本学の学生の意識や、本学の教育プログラムの貢献状況を認識し、今後の就職支援に反映していくことである。直接企業とコミュニケーションを取ることにより、卒業生がどのような気持ちで現在就業しているか、また卒業生の評価についても人事担当者の目線と現場の目線なども知ることができる。卒業生の就業状況は、企業の新卒者に対するニーズの把握につながっている。したがって、退職に至った卒業生についてもその事実だけでなく、退職理由や本人と企業相互の退職に至る経緯等も知ることができ、本学と企業双方で解決策を考える意見交換の場にもなっている。また今後については教育的な連携について図っていくことも検討しており、より実践に即した人材育成のための教育プログラムの開発につながっている。

当該調査結果については、随時就職課で共有し、課内全員で企業や卒業生の状況について把握し、システム上でもデータを反映させ管理している。また月に1度の就職委員会では、卒業生状況についても報告され、授業カリキュラムや就職支援体制等に反映させる体制が整えられている。小規模な組織を活かし、早急に対応すべきことについては年度内に反映するなど、必要なタイミングで即実行することを大切にしている。例えば、令和4（2022）年度に得た企業のコメントからは、入社前の心構えや社会人としてのマインドセットが入社後のギャップを少なくする可能性があり、またPCやメールの使い方やマナー等のビジネススキルは、就職後社会人生活をスタートする上で非常に役に立っているという声が多くあったため、就職委員会で検討し、「キャリアプランニングⅢ」の講義内容へと反映した。

令和4（2022）年度企業から本学へ要望があった点については、表9にまとめた。

[表9 卒業生が就職した企業による本学への要望]

● オンラインという機会が増えてきているため、対面で人と話すことに慣れてほしい
● ネットワークの基礎的な知識を身につけておいてほしい
● 社会人と関わる機会を増やすことで、社会で求められていると感じてほしい
● PCスキルやビジネスマナー
● 採用選考では人物を重視するため、PCスキルは身につけておいてほしい
● 人の役に立つという価値観を身につけるためにそういった経験をしてほしい
● 賃貸不動産経営管理士の資格

● 本格的な接客経験、クレーム時の対応経験などが入社後の業務の中で生かされ、本人の経験値となっている
● 勉強やアルバイトでも良いので学び方や頑張り方を学んでほしい
● 自分で考える経験
● 一つのことを最後までやりきる経験
● 情報セキュリティマネジメント

### <テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

教育課程の編成については、基礎科目、専門科目、総合科目、語学科目をバランスよく配置できていると考えるが、限られた教室を効率よく使い、かつ学生の履修のしやすさも追求した時間割編成ができればなおよいと考えられる。

入学者の受入れについては、アドミSSION・ポリシーを明示し、募集要項や本学ウェブサイト、オープンキャンパスや合同入試説明会、多彩な進学情報媒体等を通じて広報活動を行い、入学者選抜試験を実施している。しかし、受験者の中にはアドミSSION・ポリシーを十分に理解できていない状態で受験する者も僅かながら存在している。多くの場合は面接試験で不合格となるが、面接のない一般選抜などで、そのまま入学してくることもある。今後も、広報活動を行う際にアドミSSION・ポリシーを丁寧に伝達し、こうした状態が発生しないように努める必要がある。また前述した通り、入学前の学習成果の把握・評価をアドミSSION・ポリシーに示す点について、検討を重ねていく必要がある。

### <テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

特になし

### [テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

#### <根拠資料>

提出書類

- 1.CampusGuide [令和4(2022)年度]
  - 3.京都経済短期大学ウェブサイト [大学基本情報]
  - 7.京都経済短期大学 学則
  - 8.履修要項 [令和4(2022)年度]
  - 11.ゼミナール研究発表会レジュメ [令和4(2022)年度]
  - 12.学生論集 [令和4(2022)年度]
  - 14.シラバス [令和4(2022)年度]
  - 29.教授会議事録 [令和4(2022)年度]
- 規程集 2.京都経済短期大学 事務分掌規程  
 規程集 74.明德学園創立記念奨学金規程  
 規程集 75.島正博奨学金規程  
 規程集 76.川口博奨学金規程

## 京都経済短期大学

規程集 77.京都経済短期大学経営・情報学会奨学金規程

規程集 78.明德学園創立記念奨学金及び京都経済短期大学 教育後援会創立記念奨学金  
推薦者選考内規

規程集 79.京都経済短期大学 教育後援会創立記念奨学金規程

規程集 80.京都経済短期大学 教育後援会創立記念奨学金内規

規程集 81.京都経済短期大学教育後援会 資格取得等支援奨学金規程  
備付書類

14.オリエンテーション資料

22.講義アンケート結果 [令和 4 (2022) 年度前期]

23.講義アンケート結果 [令和 4 (2022) 年度後期]

41.事業報告書・財務計算書類 [令和 4 (2022) 年度]

49.教学委員会議事録 [令和 4 (2022) 年度]

### [区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
  - ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
  - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
  - ③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
  - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
  - ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
  - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
  - ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
  - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
  - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
  - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
  - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
  - ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
  - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
  - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。

- ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

#### <区分 基準Ⅱ-B-1の現状>

教員は、学科の学習成果の獲得に向けて責任を果たしていると言える。本学の教員は、ディプロマ・ポリシーに明示されている学位授与の方針に対応した成績評価基準をシラバスに記載し、それに基づいて学習成果を評価している。また、その評価方法は、定期試験（筆記試験・レポート等）、授業内随時試験、実技、受講態度（平常点）等、学則および「試験及び成績に関する内規」に定められている（提出-1）。

本学では1年次前期は「基礎ゼミナール」、1年次後期以降は「専門ゼミナール」の授業において、学修と併せて出欠状況や学生生活状況等の把握を行い、適宜面談や個別指導を行う等、きめ細かな指導を行っている。また、修学相談、休学・退学等学生異動に関する相談、進路相談、生活支援のための相談、事件・事故への対応、保護者対応等も随時行っており、常に学生の状況を把握することに努めている。また、各期始の教授会において、全学生の前学期までの単位修得状況（卒業要件達成状況、GPA）と当該学期の履修登録状況（登録単位数、卒業要件達成見込み等）を確認し活用されている。さらに、1年次前期の「基礎ゼミナール」最終授業では合同発表会が開催され、「基礎ゼミナール」における学習成果が公表されている。また、後期には全学生参加の「ゼミナール研究発表会」が開催され、2年生による「専門ゼミナール」における1年半の学習成果が公表されている。以上のように教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握している（提出-11）。

第三者評価委員会では、全学的な教育研究活動改善のために、全科目において、各期講義アンケートを実施している（14項目の設問に対して5段階で回答する選択方式および自由記述方式）。講義アンケートの集計結果は、授業改善に資するため、各科目の担当教員に通知されている。それゆえに教員は、学生による授業評価の結果を認識している。教員は講義アンケートの集計結果を確認し、その結果について、授業運営の方針も踏まえて、学生に対するコメントを提出している。このプロセスを通して、授業改善のポイントを把握し、以降のシラバス作成や授業運営に生かしている（備付-22、23）。

教員はコース会議において、授業担当者間での意思の疎通、協力、調整を図っている。また、同一科目を複数の教員が担当している場合には、適宜打ち合わせを行い、授業内容等の調整を図っている。教員は教育方針である「基本に忠実で“ていねい”な学習指導」に基づき、研究・教育能力の向上に努めている。またFD活動を通じて、個人の資質を超えた組織的な取組みで授業・教育方法の改善を図っている。

各教員は、学科の教育目的・目標の達成状況を「ゼミナール研究発表会」や教授会における単位修得状況の報告を通じて把握・評価できている。「ゼミナール研究発表会」は、本学における研究・教育成果の集大成として位置づけられ、全学生はもちろんのこと、全専任教員・常勤講師および職員が参加して、毎年12月に実施している。またこれは外部にも公開されており、高校生や保護者、学園関係者等の部外者も聴講している。各発表について聴講者は評価シートにて評価するとともに、活発な質疑応答が行われている。この発表は後日、『学生論集』として出版され、全学生および教職員に毎年配布されている（提出-12）。

本学は、入学者受け入れの方針に基づいて、多様な学生・社会人・留学生を募集し、その入学を許可し、学習成果を獲得できるように、入学から卒業に至るまできめ細かな指導を行っている。年度始のオリエンテーションでは、学長および教学部長が建学の精神や三つのポリシー、カリキュラムについて解説し、体系的な学習を促している。また、履修登録前にはゼミ別集会を開催し、ゼミナール担当教員から履修指導を行っている。特に前学期までの修得単位が基準以下の学生については、個人面談にて履修指導を徹底している。また、年間を通じて適宜個人面談を行い、授業出席状況や進路について指導・相談を行い、卒業に至るまできめ細かな指導を継続している（備付-14）。

事務職員についても、学科の学習成果の獲得に向けて責任を果たしていると言える。事務職員はその所属部署に係らず、常に学生の状況に気を配り、必要に応じて声をかけたり支援したりしている。多くの職員がほとんどの学生の名前と顔を覚え、出身学校や進路希望、パーソナリティなどを把握して、適切な支援ができるように努めている。

学生支援課職員は、教学委員会に出席し、議題の審議内容に応じて、本学の教育活動に対して助言や意見を求められるなど、学習成果を十分に認識している。平成 28 (2016) 年度より「教学委員会規程」が改定され、職員も正式な委員として教学委員会に参加することとなった。教授会の審議事項については、事務局長より全事務職員に通知され、必要に応じて詳細が学生支援課課長から課員に説明されることから、カリキュラム全体を把握することができている。また、令和 3 (2021) 年度からは課長以上の職員も教授会に出席することとなっている。事務局長および学生支援課課長はカリキュラム編成や時間割編成、教学の諸政策に深く関わっており、学習成果を十分に認識している。各学期、学年ごとに実施する履修登録ガイダンスでは、カリキュラムを理解した上で履修指導を行っている。窓口業務での履修登録修正時に、個別学生の状況に即して履修指導ができている点に鑑みても、学習成果を認識できていると言える（提出-29）。

事務職員は、事務局全体の所属部署の職務を通じて学習成果の獲得にも貢献している。上記の通り、事務職員は所属部署に係らず、常に学生の状況に気を配り、様々な情報を把握しながら適切な支援を行い、学習成果の獲得に貢献していると言える。

学生支援課は全科目の成績や資格取得状況等を集約しており、学科の教育目的・目標の達成状況を把握している。

就職課では就職支援を行う際、個々の学生の成績状況や資格取得の達成状況を必要に応じて把握している。募集入試推進課では高校訪問を行う際、個別の学生の成績状況や資格達成状況を必要に応じて把握している。

SD 活動は FD 活動とともに月 1 回行い、学生情報の共有を通して学生支援に係るスキルを磨くとともに、学生支援につなげている。

また、事務職員は新入生全員と 5 月に個人面談を行い、学生状況や進路希望、パーソナリティを把握している。面談後は面談者全員と保健センター職員、学生相談室カウンセラーにて情報交換会を行い、支援が必要と思われる学生については、教員に報告したり、学生相談室につないだりしている。また、各種ガイダンスを実施したり、履修登録や定期試験等成績に係る相談を行ったり、学生異動の手続きや奨学金・納付金の相談等、多様な業務を通じて学生に対して支援している。さらに外郭団体である学友会やクラブの支援、学

生相談室との連携、大学生協との連携など、様々な外部組織と連携しながら、学生支援を行っている。

就職課では就職に係るガイダンスや講座の実施、就職に関する相談や面接指導、履歴書やエントリーシートの添削など、幅広く学生支援を行っている。編入学に関する支援については、学生支援課を中心とした編入学支援チームが行っている。

学生の成績記録については事務分掌規程により学生支援課が管理することとなっている。そこで学生支援課では、開学4期生までは紙媒体で、それ以降はデジタルファイルにて保管している、前者は、鍵のかかるロッカーにて、後者は、パスワード設定し管理したうえ、紛失を防ぐためバックアップも取るようにしている。

教職員は、学科の学習成果の獲得に向けて施設設備および技術的資源を有効に活用している。図書館では、平成24(2012)年度に図書館システムを「情報館」に入れ替え、平成27(2015)年度には入退館ゲートおよびブックディテクションシステムを新調し、利用者の利便性の向上と快適な学習環境づくりに努めている。新たに導入された図書検索システム「情報館」は、安定した運用を可能にし、以前からの課題が解決された。

図書館の蔵書冊数は約4万冊であり、そのうち約2万冊を開架図書として、閲覧室にて自由に利用できるようにしている。残り約2万冊は、書庫に配架している。

図書館の入館者数は、1日平均50人程度(全学生の約10%)であるが、特に試験前から試験期間中に掛けては入館者数が多くなる。近年では、図書館の電子化も進めている。令和元(2019)年度には日経テレコンを導入した。続いて、令和2(2020)年度からは日経BP記事検索サービス、電子図書館「LibrariE」、電子雑誌の読み放題サービス「dマガジン for Biz」、新聞電子版なども利用可能となった。

図書館には、司書資格を有する事務職員を1名配置している。図書館長は教授が兼任している。図書館のレファレンス業務では、1年次前期の「基礎ゼミナール」の1コマを「図書館ガイダンス」とし、図書館員が利用方法やOPACの使い方などを説明している。また、積極的に声をかけて学生への支援に励み、学生からの要望は改善に繋げることを心がけ、常日頃から学習支援を行っている。図書購入については、学生に対しては「教学支援図書」、教員に対しては「購入希望図書」制度を設けており、幅広い分野の資料や情報を収集している。

教職員には、研究・教育や学校業務のためにPCを一人1台設置している。教員は必要に応じて研究費等を活用して更にPCやタブレットなどを購入し、研究・教育を行っている。学内にある全てのPCは学内LANで繋がっており、一つのIDにて利用できるようになっている。全てのサーバはプライベートクラウドサービスを利用しており、高セキュリティと利便性を確保している。学内ファイルサーバは、教員専用ドライブ(教職員のみ自由に利用可能、学生はアクセス不可)、教材専用ドライブ(教職員は自由に利用可能、学生は閲覧のみ)、学生用ドライブ(教職員、学生ともに自由に利用可能)の3つに分けられ、様々な情報を適切に活用できるようになっている。教員は授業資料の作成や研究論文の執筆、授業や発表のプレゼンテーション、会議資料の作成等の学校運営等にPCを活用している。職員は様々な事務処理、会議資料や議事録の作成等の学校運営等にPCを活用している。

学生全員には、個々の ID およびメールアドレスが付与されている。入学時、前々期オリエンテーション期間には、全新入生に対して学内情報機器利用に関する講習を実施し、学内 PC や LAN、メールの利用方法について指導が行われる。また e-Learning システムである CEAS を活用したり、レポート提出や論文添削にメールや学内ファイルサーバを用いたりするなど、学生による学内 LAN や PC の利用促進を図っている。そして、社会で必要とされる情報リテラシーや実務的な情報処理教育が行える環境を整え、学生がそのニーズに応えられるように、その知識と技能の習熟・向上を図れるよう努めている。授業としてはワープロや表計算、プレゼンテーションソフト等、基本的な情報リテラシーを修得する科目の他、情報システムコースを中心にプログラミングやマルチメディア等、情報技術を活用できる人材育成を行っている。授業で利用可能な PC 教室は 2 教室ある。授業で使用していない時間帯は、学生が自由に PC 教室を利用することができ、レジュメやレポートの作成、編入学や検定試験のための学習等の他、就職活動のための情報収集や文書作成など、その利用度は極めて高い。また、各教室、図書館、ラーニングコモンズ、学生サロン、学生ホール等にも PC を設置しており、学生・教職員への利便性を図り、利用を促進している。また、学内で自由に利用できる Wi-Fi を整備し、学生は自身のスマートフォンやタブレット、ノート PC からネットワークを自由に利用できるようになっている。さらに、貸出用 PC 約 50 台を保有し、授業や発表会において柔軟な対応ができるようにしている。なお、コロナ禍においてオンライン授業が実施された際には、貸出 PC を充実させ、希望学生に対して貸し出しを行った。

教職員は、教育課程および学生支援を充実させるために、情報系教員が中心となって、SD・FD 研修会において PC や LAN 利用に関する勉強会を開催している。また、教職員が個別に情報系教職員に指導を求めるなど、各自でも情報技術の向上を図っている。

**[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。

- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

#### <区分 基準Ⅱ-B-2の現状>

令和4(2022)年度までは、内部進学生および留学生に対しては入学前に授業や学生生活についての情報提供を行ってきたが、一般学生にはできていなかった。そこで、令和5(2023)年度からは、オンラインにて全学生に対して、入学までに授業や学校生活に関するオリエンテーションを実施する予定である。

本学では、学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習方法や、科目選択のためのガイダンスを行っている。入学後に行われる前々期集中期間オリエンテーションでは、ガイダンス、講話、英語学力試験等が行われる(備付-14)。

前々期集中期間オリエンテーションでは、学長および教学部長が建学の精神や三つのポリシー、カリキュラムについて解説し体系的な学習を促すとともに、学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法について説明している。

各学年に実施する履修登録ガイダンスでは、履修要項やシラバスを活用して、履修上の注意点、履修登録の方法、卒業要件について等、学生の履修計画における科目選択のための説明を行っている。また、資格検定・進路ガイダンスでは、進路を踏まえた資格検定の取得について、進路決定に向けた学習方法や科目選択について、説明を行っている。編入学ガイダンスでは、編入学への心構え、編入試験勉強の方法等についての説明を行い、編入学に向けた動機付けに焦点を合わせた学習方法を教授するとともに、編入学習に必要な科目選択ができるようにしている。その他のガイダンスでは、Campus Guideの解説、証明書の交付申請等の諸手続き方法、交通安全・生活安全やトラブル防止等の学生生活に関する注意喚起等、学生生活に必要な情報提供を行っている。

学科の学習成果の獲得に向けて、発行されている学習支援のための印刷物は、基本的にCampus Guide、履修要項、時間割である。Campus Guideは学習の指針を掲載し、学生生活の基本的な情報源となるものであることから、コンパクトサイズにまとめるとともに、手帳としても利用できる紙面を設け、常に携帯するよう指導している。履修要項は毎年度始に全学生・教職員に配布し、履修指導や履修登録ガイダンス等において活用している。また、ウェブ上にも掲載し、随時確認できるようにしている。シラバスは検索可能なウェブシラバスとして公開されており、常時学内外から閲覧が可能となっている。本学では履修登録を学内ウェブ上で行っており、学生はシラバスをウェブ上で確認しながら、履修科目を決定している(提出-1、14)。

基礎学力が不足する学生に対する補習授業等について、国語については、様々な学びの基礎となるものであることから重点課題とし、「日本語検定」受験を学習の動機付けとして導入して、6月に一斉受験を行っている。その対策授業として1年次前期に「日本語の技法」を開講している。英語について、一般学生必修科目である「総合基礎英語」では、上記学力試験(英語)の結果に基づいてグレード別にクラス分けを行い、特に下位クラスにおいては基礎からの英語力養成を行っている。数学については、経済系学部への編入学を目指す学生を対象に、数学の基礎学力養成を目的とした「基礎数学Ⅰ」を1年次前期

に開講している。

学習上の悩みについては、オフィスアワーを設定し、ゼミナール担当教員が個別に対応し、適切な指導助言を行う体制を整備している。そのみならず、教員はオフィスアワー以外の時間においても、学生からの質問や相談があれば、可能な限り対応している。また、メールやSNSなども活用して、学生の指導や相談に応じている。さらに、学生の悩みや相談内容は学習上のことに留まらず、学生生活や友人関係等、多岐にわたるため、個別の教員だけでなく、教員間、教職員間で連携しながら対応している。特に家庭の状況や心的なものに起因する内容については、保護者や学生相談室（スクールカウンセラー）、保健センターと連携しながら対応している。これらの情報は、学生相談室報告会や教授会にて適宜報告されており、適切な指導助言を行う体制が整えられている。

通信制課程は、本学は設置していない。

進度の速い学生や優秀学生に対する学習上の配慮や学習支援に関しては、多様な方法で支援を行っている。入学前に日商簿記3級取得済みの学生については、2年次配当科目である「原価計算論」や「中級簿記」等を1年次前期から履修できるようにしたり、簿記勉強会を別途開催したりしている。また、よりレベルの高い資格取得を促すため、様々な資格取得対策科目を開講したり、資格取得を単位認定する「資格取得単位認定制度」では、取得する資格の難易度によって必要な学習時間が異なることから、付与する単位数に段階を設けたりしている。さらに教育後援会とも連携して、レベルの高い資格を取得した場合は奨学金を支給するなどのインセンティブを与え、より高いレベルの資格取得を支援している。これらの資格取得科目は、関係する科目群ごとにいくつかの就職ユニットとして体系化し、学生が履修しやすいようにしている。四年制大学への編入を目指す学生については、複数の編入学関連科目を開講している。その指導についてはゼミ担当教員をはじめ、複数の教員を編入担当とし、授業の他、出願書類や小論文の添削指導等、個別指導を随時行っている。また、編入については職員も資料収集や出願書類の確認等、様々な支援を行っている。編入学についても資格取得と同様に教育後援会と連携し、合格者には奨学金を支給することでインセンティブを与え、学習意欲向上を図っている（提出・規程集81）。

本学では「学則」第22条に則り、外国人留学生を受け入れている。これらの留学生の多くは日本語学校を卒業した後、本学に入学しており、本学において学習するために必要な最低限度の日本語能力を備えている。留学生のみを対象とした科目としては、日本語科目3単位（「日本語Ⅰ～Ⅲ」）と「日本事情Ⅰ」1単位を開講し、卒業要件の単位として認定している。令和4（2022）年度の留学生数は、合計12名（1年次6名、2年次6名）である。留学生の派遣（長期・短期）については行っていない。学生が留学を希望した場合、長期休暇期間の短期留学以外であれば、本学を休学して行うこととなるが、本学の休学中在籍料は半期15,000円とし、経済的負担が少ないように配慮している（提出-8）。

本学では学生の進路実績を学習成果の一つとして捉えている。それは、ディプロマ・ポリシーが達成できているかという確認作業でもある。

令和4（2022）年の主な進路実績をみると、以下の通りとなる。このような結果から、本学での学習成果は質量ともに相手先にも認められていると言える（提出-3）。

【主な就職先】

株式会社京都銀行、日本郵便株式会社、JA 周桑、尼崎信用金庫、小浜信用金庫、近畿産業信用組合、岩井コスモ証券株式会社、株式会社サカタのタネ、京セラ株式会社、株式会社福井村田製作所、東レカーボンマジック株式会社、日本電産シンポ株式会社、積水ハウス不動産関西株式会社、大和ハウスリフォーム株式会社、株式会社ジェイアール西日本ホテル開発、京阪ホテルズ&リゾート株式会社、武田病院グループ、株式会社ファルコファーマシーズ、マツシマホールディングス、島根県、都城市役所、京都府警、大阪府警など

【主な編入先】

愛媛大学、香川大学、滋賀大学、和歌山大学、追手門学院大学、大阪経済大学、関西大学、関西外国語大学、京都外国語大学、京都産業大学、京都文教大学、近畿大学、国土館大学、東京農業大学、龍谷大学など

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-B-3 の現状>

本学における学生の生活支援のための教職員の組織としては、教学委員会および学生支援課がある。教学委員会は学生の教育・学生生活全般を管轄する組織であり、複数の教員と職員によって構成されている。本委員会は毎月1回程度開催され、年間行事、学生生

活、学生個人に関する諸問題、学籍に関する事などについて議論され運営を行っている。教学委員会での決定事項は、そのほとんどが執行部会、教授会へと上程される。またこれらの決定事項は、事務局内に報告され、学習成果を獲得するための生活支援を全学的に取り組んでいる。ちなみに学生支援課職員のうち専任職員（4名）は全員教員免許状を有しており、うち2名は、高等学校での指導経験がある（備付-49）。

クラブ活動、学園行事、学友会等、学生が主体的に参画する活動に対しては、以下の通り支援を行っている。

① 学友会、クラブ活動への支援

本学では学生が有意義な学生生活を過ごすため、クラブ活動などの課外活動を積極的に行えるよう、様々な支援を行っている。学友会は学生有志にて組織され、外郭団体として活動しているが、学生支援課や資源活用推進課が帳簿や施設設備の管理等、運営の支援を行っている。クラブ活動は学友会の副会長1名がクラブ委員長として統括し、クラブボックスや体育館の使用等、様々な申請の取りまとめを行っている。令和4（2022）年度公認されているクラブは9団体ある（表10参照）。

〔表10 公認クラブ一覧（令和4（2022）年度）〕

クラブ名	クラブ名
フットサル	バスケットボール
バドミントン	テニス
空手	ダンス
軽音楽	ボードゲーム
京経会（編入学勉強会）	

これら公認クラブに対して、経常費助成は行っていないが、大型機材の購入等、状況に応じて学友会費から支出している。

② 学園祭（秋華祭）への支援

本学では学園祭（秋華祭）を毎年10月下旬に開催している。その企画運営については、学友会が秋華祭実行委員会となって行っている。また、学生支援課職員を中心に事務職員が秋華祭実行委員会の支援を行っている。学園祭は1日開催であり、前日の準備、翌日の後片付けと3日間で行われている。1年生はゼミごとに模擬店を出店し、イベントでは、賑わいを創出するために、同じ明德学園の京都明德高等学校からダンス部と吹奏楽部が参加していたが、新型コロナウイルスの感染が拡大し始めてからは見送っている。ここ数年、コロナ禍の影響により規模を縮小して開催してきたが、令和4（2022）年度には食品を扱う模擬店を復活させるなど、徐々に元の学園祭には戻りつつある。

本学には、学生のキャンパス・アメニティとしてカフェテリアを設置し、大学生協が運営を行っている。カフェテリアには売店や書籍販売所が併設している。学生生活において、日々の食事は学習や課外活動の重要な要素である。学生が十分な栄養を摂取できるよう、栄養バランスに配慮したセットメニューや、各種小鉢料理を提供している。カフェテリアには座席を設けており、加えてカフェテリアに隣接したテラスにもテーブルセット

を、そして、カフェテリア前の学生ホールにもテーブルセットを設置しており、合計で約270名の席を確保している。また、キャンパス内各所にはベンチも設置し、そこで飲食することも可能である。学生食堂としては通常11:30から13:30までの営業となっているが、併設する売店等は10:00から16:30まで営業しており、食堂を利用できなかった学生のために弁当、おにぎり、サンドイッチ、パン等の食品も販売している。食堂では地域産の野菜を使用したメニューや、季節感あるメニューなど、小規模ながら多彩なメニューを日替わりで提供し、好評を博している。また、本学同窓会および教育後援会の補助を受け、「同窓会ランチ」「教育後援会ランチ」として安価(290円)で提供し、一人暮らしで食が細くなりがちな学生の大きな助けとなっている。これらは店長をはじめとする生協スタッフの工夫と努力の他、学生の有志が生協理事となり、学生の声を取り入れた運営が行われていることから実現している。学生生協理事は他にも、他大学の学生と生協の企画に参加したり、カフェテリアでクリスマス会や餅つき大会を企画・運営したりしている。カフェテリアは本学の学生にとって、必要不可欠な憩いの場となっている。

本学では学生寮を整備していない。しかし短期大学としては珍しく、在学生に占める下宿生の割合が約3割となっている。これらの学生への支援としては、複数の賃貸業者と提携し、マンションやアパートの斡旋を行っている。そしてこれらの提携業者と賃貸契約を結んだ学生に対しては、初期費用の一部減額やオプションサービスの無料付与等、学生に特典を付け、新生活の支援を行っている。また、業者はオープンキャンパスや入学試験の際、学内で説明ブースを設け、興味ある入学希望者に対して様々な説明を行っている(提出-3)。

本学は、阪急電鉄桂駅またはJR桂川駅からバスにて約10分、JR京都駅からバスにて約40分の場所に位置している。近隣では京都市営バス、京阪京都交通バス、ヤサカバスの3社が路線バスを運行しているが、各社路線が近隣にある複数のバス停(国道中山、中山、京都明德高校前、北福西町1丁目)に入り組んだ形で運行しており、便数が多く便利であるが、定期券の購入についてはデメリットもある。そこで、京阪京都交通バスに依頼し、複数のバス停で使用可能な利便性の高い定期券を購入できるようにした。また、入学式に京阪京都交通バスの定期券販売ブースを設け、学生証を受け取った学生がその場で経路を確認して通学証明書の発行を受け、定期券を購入することができるようにした。なお、令和5(2023)年度からは、より利便性の高い直通のスクールバスを運行することとなり、学内での定期券販売は行っていない。

本学には自転車や自動二輪車での通学者も多く、専用駐輪場を2ヶ所設置している。これらの通学については許可制としており、許可にあたっては、前期に実施する交通安全ガイダンスの受講を義務づけている。また、京都府・京都市の条例に則り、自転車による通学については、保険加入を必須条件としている。自動二輪車による通学については、自賠責保険だけでなく任意保険への加入も必須とし、安全に配慮するとともに、万が一の際にも対応できるようにしている。なお、現在の専用駐輪場では手狭となってきたため、令和5(2023)年度には新たな駐輪場を整備する予定である。

本学における奨学金等、学生への経済的支援制度としては、明德学園創立記念奨学金、

## 京都経済短期大学

島正博奨学金、川口博奨学金、京都経済短期大学経営・情報学会奨学金、京都経済短期大学教育後援会創立記念奨学金、特待奨学生制度、教育後援会短期貸付金制度、資格取得等支援奨学金制度、明德学園兄弟減免制度がある。また、融業機関と提携したローン制度も運用している。留学生については、納付金の一律 50%を減免している。ただし、1 年次後期以降、前学期の成績や出席状況によって、減免の継続を審査し、停止基準に抵触する者については、減免を停止している（提出・規程集 74～80）。

[表 11 奨学金受給状況（令和 4（2022）年度採用分）]

名称	種類	種別	採用人数
日本学生支援機構奨学金	第 1 種	貸与	70
日本学生支援機構奨学金	第 2 種	貸与	67
日本学生支援機構奨学金		給付	62
立正育英会奨学金		給付	1
勤労学生表彰奨学金		給付	1
明德学園創立記念奨学金	7 万円	給付	30
明德学園創立記念奨学金	12 万円	給付	2
島正博奨学金	20 万円	給付	6
川口博奨学金	10 万円	給付	6
京都経済短期大学経営・情報学会奨学金	10 万円	給付	5
京都経済短期大学教育後援会創立記念奨学金	7 万円	給付	2
特待奨学金	全額免除	給付	6
特待奨学金	半額免除	給付	11
資格取得等支援奨学金制度	各種	給付	33

学生の健康管理は、保健センターにて行っている。保健センターには常勤嘱託職員 1 名が常駐しており、定期健康診断をはじめとして、日々の学生の健康管理を行ったり、学生の悩み相談に応じたりしている。また、心身が不安定な学生に対応するため、学生相談室を設置し、週 1 回非常勤の臨床心理士（カウンセラー）がメンタルヘルスのカウンセリングを行っている。カウンセリングは予約優先としているが、空きがあればすぐに利用することもできる他、学生だけでなく保護者や、学生に対応する教職員の相談にも対応している。学生相談室では、月 1 回程度、カウンセラー、学長、教学委員、保健センター職員、学生支援課課長、就職課課長をメンバーとする報告会を実施し、守秘義務に配慮しながら学生対応について情報の共有を行っている。さらに、学生相談室ではガイダンスや職業興味テスト（心理テスト）等、学生が気軽に相談できる環境づくりにも力を入れている。

学生生活に関する学生の意見や要望の聴取については、年に 1 回、学友会と本学執行部会との懇談会を実施している。懇談会での議題は、学友会が学生にアンケートを実施し、要望が多いものを選んでいく。ここで議論されたものについては、執行部会で審議を行い、学生に回答するとともに、実施可能な限り対応している。他にも、新入生全員に行

う個人面談で出された意見を参考にして、学内設備の改善を進めたり、カリキュラムに反映したりしている。

令和4(2022)年現在、本学には、合計12名の留学生在籍している。留学生の学習(日本語教育等)および生活を支援する体制について、学習支援としては留学生科目を設定し、日本語力の養成科目、日本における生活ルールや文化を知る科目を設定している(提出-14)。

留学生への対応は学生支援課職員があたっている。生活支援については、経済的な支援制度として、留学生は学生納付金一律50%減免としている。ただし、各期、規定された修得単位および出席率の基準を満たさない場合は、減免停止もある。また、各学期に1回程度留学生集会を実施して、減免結果の通知を行ったり、連絡事項を伝達したりしている。なお、留学生集会を行わない月については、事務局連絡日を設け、必要事項の伝達と、学生状況の把握に努めている。その他、留学生に保証人不要アパートの紹介や、長期欠席をしている留学生の家庭訪問等も行っている。

本学では社会人学生の受け入れを行っており、条件に応じて学費の減免を行うなど、経済的支援も行っている。社会人学生への学習支援については、ゼミ担当教員が行っている。

本学では障がいのある学生を、合理的配慮の観点に鑑みながら、毎年若干名受け入れている。そのための施設・設備としては、教室棟出入口の自動扉化、多目的トイレの整備、ピロティ等のスロープ設置、点字案内の設置を行っている。さらに令和4(2022)年度にエレベーターの設置を完了した。

本学では長期履修生制度は設けていない。

学生の社会的活動については、「社会活動単位認定制度」を設け、単位認定を行っており、多くの学生がボランティア活動を行っている。また、地域社会と連携した取組みを行う、洛西地域研究センターを設置し、学生の地域における社会的活動を支援している。また、近隣小学校や自治連合会と連携したイベントを行って学生を参加させるなど、学生の積極的な社会的活動を支援している。

#### [区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

#### <区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

本学での就職支援体制としては、まず、就職委員会がある。委員会は教員3名、職員2

名で構成され、月1回委員会を開催している。就職委員会では2年生就職活動の現状について、学生一人一人の内定の進捗やそれに伴う個々の活動状況、就職相談件数、就活意欲やモチベーションの状況について共有している。1年生については、キャリア支援系の科目である「キャリアプランニングⅡ」、公務員試験対策講座の出席状況、SPIのスコア等から学生それぞれのモチベーションや学力等の把握と今後の支援策を検討している。公務員試験の面接対策についても就職委員会で実施しており、筆記試験対策と併行して2年次4月より面接に向けたガイダンス、自己分析、行政研究等についての指導を開始し、5、6、7月と面接練習をすることで学生個々の課題や準備状況を把握している。就職委員会で公務員面接試験対策を実施する理由は、学生に筆記試験だけでなく、面接への意識も早期から持ってもらうことを目的としている。

次に、キャリア支援の専門職員組織として、「就職課」があり、4名の課員が所属している。業務内容は、キャリア関連授業の調整やサポート、就職ガイダンスの企画運営、学生への個別指導、情報発信、企業対応、行政との連携と、就職支援全般を担当している。各課員で得た情報や対応した企業や学生状況については、毎日の打ち合わせ等を通して課員全員で情報共有を行い、業務を行っている。またゼミナールにおいても、就職課が提供したキャリア支援科目の出欠状況や就職状況を活かして、指導担当教員がゼミ生の就職支援を個別に実施しており、教職員が連携した就職支援を実施している。

留学生に対しての就活支援は、1年次では日本人学生と同様に「キャリアプランニング」や就職ガイダンス等を実施し、さらに就職課の留学生担当が半期に1度の留学生集会や月に1度の留学生事務局連絡日にコミュニケーションを取り、関係構築や情報提供、状況把握をしている。令和4(2022)年度は大学コンソーシアム京都の留学生向けインターンシップに、1名の学生を参加させることに繋がった。また留学生科目を開講しており、日本語力を身につけることに合わせて、日本の文化を知り、日本人学生と交流しながら学ぶ機会となっている。2年生からは京都府と就職支援協定を締結し、2年次4月より連携した支援を開始し、留学生イベントの情報提供や定期的な面談を実施している。また京都府担当者と留学生双方から状況を確認することで双方のコミュニケーションの認識に相違が起らないようにフォローを行っており、就職課での定期面談については継続して実施している。令和4(2022)年度は年内に就職希望者3名が内定をもらうことができた。

施設面においては、事務局内に面談スペース(PC有)が4部屋あり、オンライン上で予約をした学生が15分~60分の枠で相談ができるようにしている。予約が無く相談に来た学生についてもカウンタースペースで相談が可能となっている。また1年次の2月、2年次の4月、6月に、就職希望者全員と面談を実施し、就職活動の状況把握やモチベーション管理、アドバイス等を随時行っている。面接対策については準備の方法から実践的な内容まで指導し、空き教室を使用して模擬面接を実施することもある。オンライン選考等でPCと教室の利用についても学生へ提供し、また長期休暇中や新型コロナウイルスの感染状況等で通学が難しいタイミングではオンラインでの個別相談についても対応している。学内での企業説明会やセミナーの開催については可動式の教室で規模や実施方法に合わせた運営を行っている。PCは情報処理室①(48台)、情報処理室②(48台)、中教室②(18台)、会議室(20台)、ゼミ室⑥(10台)ラーニングcommons(3台)、2階就職

サロン（3台）、学生ホール（2台）が利用可能であり、学生が必要な時に自由に使用ができるよう体制が整えられている。

就職のための資格講座と就職支援対策講座は以下の通り開講している。必要と考える資格を随時改廃更新しており、現状や時代を見据えた講座の開講に努めている（提出-8）。

[表 12 就職支援対策講座（令和 4（2022）年度）]

		1 年次前期	1 年次後期	2 年次前期
キャリア基礎		キャリアプランニングⅠ		
キャリア 実践	就活総合		キャリア実践活動単位認定制度 キャリアプランニングⅡ キャリアプランニング特別講義 (春期集中)	キャリアプランニングⅡ
	筆記試験対策			就職試験対策 (SPI)
	語学 (英語)	TOEIC500	TOEIC600 TOEIC500	TOEIC800 TOEIC600
	コミュニケーション	ヒューマン・コミュニケーション	日本語コミュニケーション (夏期集中)	
	プレゼンテーション		英語プレゼンテーションの基礎	プレゼンテーション

就職委員会は、卒業時の就職状況の分析・検討を年度末に総括を行い、それを踏まえて年度初めに次年度方針をたてている。直近の具体的な総括と方針は以下の通りである。

【令和 3（2021）年度就職委員会総括の要点】

- ・ 学生との接点が増加したことでコロナを言い訳にする学生が減少した
- ・ 3、4月の企業説明会後に就職活動が停滞した学生が増えた
- ・ 一度決めた就職活動の方向性が修正できない学生が一定数いた
- ・ 就職活動の長期化した学生が一定数いた
- ・ コロナ禍等の影響により、就職から進学や専門学校へ進路変更した学生がいた
- ・ 公務員の志望者の確保。面接対策の必要性
- ・ コミュニケーションの重要性
- ・ 進路決定率の低下

【令和 4（2022）年度就職委員会方針の要点】

- ・ 「キャリアプランニングⅢ」の新規開講  
(就職活動者全体の状況把握、初期段階のフォロー、コミュニケーション訓練等)
- ・ 公務員志望者のモチベーション管理と面接対策の強化
- ・ インターンシップ参加率向上
- ・ 大手企業への就職希望、内定実績を一定数獲得する
- ・ 学内説明会を強化する
- ・ 進路決定率 90%以上を目指す

本学の就職支援の大きな特徴として、毎年度の学生一人一人の把握とそれらの結果を踏まえたフィードバックである。対処療法とならないよう就職支援や短大としての教学ビジョンを踏まえながら、その目標や目的に対し現状とを比較しながら取組やカリキュラム等の修正と改善を行っている。

進学・留学については、令和4(2022)年度は40名が四年制大学へ編入学した。そのうち協定校推薦を受けた者は21名、一般試験に合格した者は延べ28名であり、編入率は100%であった。四年制大学への編入を目指す学生に対しての支援として、複数の編入学関連科目を開講している。編入関係科目は1年次後期から開講され、2年次前期に至るまで開講されている。その指導は、編入科目の教授のほか、出願書類や小論文の添削指導等、個別指導にまで及ぶ。また、科目指導の中で特に注意している点は、編入先に合格することはもちろんのこと、編入後の学修に耐えうる力を付けさせることである。

一方事務局では編入学に関する資料(パンフレットや募集要項、過去問題等)を収集し、資料コーナーに開架して学生が自由に閲覧できるようにしている。また、月1回程度編入学ガイダンスを開催し、編入に必要な知識を伝達している。さらに事務局では、1年次後期から編入希望学生と面談を行い、志望先や学習状況の調査を行っている。

協定校推薦については、毎年協定枠を得ている大学に対して調査を行い、結果を一覧表にまとめている。協定校推薦による編入学を希望する学生は2年次前期にエントリーを行い、2年次前期成績発表時にこれまでの成績に基づき、「編入学協定校推薦に関する規程」に定められた方法によって順位づけを行う。その上位の者より順に面接を行い、希望する協定枠を取得させている。協定校推薦を取得した学生には教員や職員が、出願書類作成および受験指導を行っている。また、事務局では出願書類の記入、証明書や推薦書の発行手続き、合格確認および手続き支援を行っている。

一方、留学を希望する学生への支援も、学生支援課にて行っているが、留学相談は近年ほぼ皆無の状況である。また、専門学校への進学希望者に対する支援については、専門学校から送付されてくる資料を事務局資料コーナーに蓄積・開架し、学生が自由に閲覧できるようにしている。

#### <テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

基礎学力が不足する学生に対し、一部の授業では補習を行っているが、さらに多くの授業で行うことが望ましい。しかし、現状では人的課題もあり、今後さらなる対応を検討していく必要がある。また、近年いわゆる発達障害のグレーゾーンだと思われる学生が入学してきており、その学生への対応(情報機器が使えない、保護者の理解を得ることが難しいなど)を、カウンセラーの助言等を参考に充実させることが課題となっている。

#### <テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

特になし

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

前回の認証評価では、学習成果の査定（アセスメント）の明確化については、平成 26 年度に導入した GPA 制度および新しい成績評価制度（S・A・B・C・D）、平成 28 年度から導入する進級制度の成果の推移を考察しながら、指導に活用していくと記述した。このことについて、現在は進級基準や特待生の基準として活用できている、しかしながら、編入学希望者の協定校推薦者選考において、GPA が重要な基準となっているため、高評価を得られないと思った科目について、学生が敢えて X 評価を選択するなど、制度を逆手に取った行動が散見された。このような課題も含め、GPA 制度の運用については、学生状況も踏まえながら、適宜見直しを進めていく。

また、入学者受け入れの方針に関しては、受験者の中に、アドミッション・ポリシーを十分理解できていない状態で受験することがあると記述したが、現在そのような受験生は面接試験を実施する試験形態においてはほぼ皆無となった。これは、倍率を出す入試を行うことができおり、志望度の高い学生を選抜することができているためであると思われる。しかしながら、面接試験を実施しない一般選抜等では、僅かではあるがそのような受験生もいるため、引き続き丁寧な対応が必要である。

卒業生の進路先からの評価については、主要な企業を訪問し動向を確認している。また、卒業生の進路先からの評価だけでなく、本人からの動向を聞く機会として、オープンキャンパスに卒業生を呼んでおり、本人から直接の動向を確認することもできている。さらに、進路支援については、就職委員会、編入学委員会、職員によるキャリア支援チームを設置し、より丁寧な指導ができる体制となっている。

内部進学生について、とりわけ京都明德高等学校からの進学生は、高短連携講義のより一層の充実により入学者が増えた。

## 【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

## [テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

## &lt;根拠資料&gt;

## 提出書類

8.履修要項 [令和 4 (2022) 年度]

規程集 1.京都経済短期大学 組織規程

規程集 2.京都経済短期大学 事務分掌規程

規程集 16.京都経済短期大学 SD 規程

規程集 27.京都経済短期大学 図書・学会委員会規程

規程集 31.京都経済短期大学 個人研究費審査委員会規程

規程集 35.京都経済短期大学 就業規則

規程集 37.教職員採用内規

規程集 44.京都経済短期大学 給与規程

規程集 48.京都経済短期大学 個人研究費等による出張旅費に関する申し合わせ事項

規程集 52.明德学園 教職員の懲戒に関する取扱要綱

規程集 53.京都経済短期大学 教員資格審査規程

規程集 54.京都経済短期大学 教員資格審査基準

規程集 55.京都経済短期大学 教員資格審査基準運用内規

規程集 63.京都経済短期大学 個人研究費運用規程

規程集 66.学校法人明德学園 みらい授業研究費取扱要領

規程集 86.京都経済短期大学 研究データの保存・開示に関する取扱内規

規程集 90.京都経済短期大学 学術刊行物出版助成に関する規程

規程集 92.京都経済短期大学 研究活動における不正行為防止への対応に関する規程

規程集 93.京都経済短期大学 研究費不正防止管理・監査規程

規程集 95.京都経済短期大学 FD 推進室規程

## 備付書類

28.京都経済短期大学論集 第 30 号第 1 巻 [令和 4 (2022) 年度]

29.京都経済短期大学論集 第 29 号第 1 巻 [令和 3 (2021) 年度]

30.京都経済短期大学論集 第 28 号第 1 巻 [令和 2 (2020) 年度]

## [区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）

を配置している。

- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

#### <区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

本学は、短期大学設置基準上、経済学分野の単科短期大学であり、入学定員が 200 名であるため、9 名+4 名の計 13 名の専任教員が必要であるが、令和 4（2022）年 5 月 1 日現在、13 名以上の専任教員を配置できている。

また短期大学設置基準では、「専任教員数の三割以上は教授とすることとし、四分の三以上は専ら当該短期大学の教育研究に従事する教員とする」とされているが、本学では教授が 5 名いるため基準を満たしている。

専任教員の職位は、「短期大学設置基準」「教員資格審査規程」「教員資格審査基準」「教員資格審査基準運用内規」に基づき、資格審査委員会が人格、学位、教育実績、研究業績等を適正に審査し、最終的に学園の理事会で決定される（提出・規程集 53～55）。

本学は、経営情報学科のみを設置する単科の短期大学（入学定員 200 名・収容定員 400 名）であり、現行のカリキュラムは「総合科目」、「語学科目」、「基礎教育科目」、「専門教育科目」の科目群により構成されており、カリキュラムを構成する授業の担当者として、令和 4（2022）年度は専任教員 15 名（学長含む）、非常勤教員 49 名（業務委託含む）を雇用している。

教育課程編成・実施の方針に基づき、その領域において教育実績、研究業績、その他の経歴等充分に見識のある教員を教授会での審査を経て専任教員と非常勤教員（業務委託含む）を適切に配置している。

現在、補助教員は配置していない。

専任教員の採用については、平成 27（2015）年度より学園人事委員会が中心となり、厳正に審査、評価し、理事会での審議を経て決定している。なお、幅広く優秀な人材を確保できるよう一般公募を行っている（提出・規程集 37）。

昇任については、主に教授によって構成された京都経済短期大学資格審査委員会および人事委員会において、「教員資格審査規程」「教員資格審査基準」「教員資格審査基準運用内規」に基づき厳正に審査され、執行部会および教授会の審議を経て学長が決定し、理事会に上程する（提出・規程集 53～55）。

#### [区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。

京都経済短期大学

- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
  - ① 教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2の現状>

本学の専任教員の近年の研究活動は以下のとおりである。教員は常に研究にも注力することで本学のカリキュラム・ポリシーにある各分野の高度な専門知識を学生に教授することができている。また、下記の項目は点数化され、個人研究費の算定にも使われる仕組みとなっている（提出・規程集 31）。

[表 13 専任教員の研究活動状況（令和元（2019）年度～令和 3（2023）年度）]

			令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度
研究	学術論文	英文査読論文	2	3	3
		和文査読論文	3	0	2
		英文論文	1	0	0
		和文論文	3	2	0
		紀要論文	2	5	6
		紀要研究ノート等	4	4	4
		学会での口頭発表、討論者	21	13	11
	著書	共著書・共訳書	0	0	0
		単著書・単訳書	0	0	0
	外部研究 資金獲得	共同研究（研究代表）	2	2	2
		単独研究	3	3	2
		共同研究（分担研究）	9	6	3
		科学研究費助成事業申請	2	1	2

京都経済短期大学

			令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度
社会・学 会活動	公的委員	委員長・座長（国・国際機関）	0	0	0
		委員長・座長（上記以外）	0	0	2
		委員・アドバイザー （国・国際機関）	4	2	1
		委員・アドバイザー （上記以外）	11	7	3
	学術団体	理事長・会長	0	0	0
		理事	1	1	1
	講演会	講演者・登壇者	24	8	9

上記で示した表のとおり、年度により差はあるものの、本学の教員は外部研究資金の獲得を常に意識しており、近年は毎年獲得できている。外部研究資金の獲得については事務局も常にアンテナを張っており、通知が来ればすぐに案内するようにしている。

専任教員の研究活動に関する規程については、「個人研究費審査委員会規程」、「個人研究費運用規程」、「図書・学会委員会規程」、「学術刊行物出版助成に関する規程」、「研究費不正防止管理・監査規程」「みらい授業研究費取扱要領」などを整備している（提出・規程集 27、31、63、66、90、93）。

本学では、「研究活動における不正行為防止への対応に関する規程」を策定している。その中で、研究活動における不正行為を故意、または研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる行為が認められた場合、「明德学園 教職員の懲戒に関する取扱要綱」に基づき懲戒処分になりうる可能性も明記されている（提出・規程集 52、92）。

本学では、日々の研究成果を発表する機会として『京都経済短期大学論集』を年1回発行している。令和5（2023）年度からは、本学経営・情報学会において教員の研究活動を助成する制度を策定し、その助成の条件の一つとして上記論集への掲載を必須としており、投稿論文数の増加が見込まれるため、年2回の発行を予定している。また、経営・情報学会において、教員の研究発表の場を設けている。（備付・28～30）

専任教員には、研究室（個室）を整備しており、十分なスペースが確保されている。また、学生に対しては、Campus Guide や学内掲示にて研究室の位置を示している。

専任教員は、研究および研修を行う時間として、週に1日、講義を入れない研究日を確保することが可能である。

専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程は整備されていないが、海外への出張に関しては、「個人研究費等による出張旅費に関する申し合わせ事項」に基づいて、出張旅費の取扱いについて確認している（提出・規程集 48）。

FD活動に関しては、「FD推進室規程」を整備している。これまで、教育経験情報交流会、経営・情報学会などで活発に交流が行われている。こうした教育研究活動・FD活動を

通して、教員は学習成果の向上のため、学内の必要な関係部署と緊密な連携をはかっている（提出・規程集 95）。

令和 4（2022）年度からは、毎月 1 回の FD・SD において学生情報の共有を推進しながら、学生の学習成果の向上を図るようにしている。

**[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]**

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

**<区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>**

本学の事務組織の責任体制は、事務局長が学長の命を受けて事務組織を統括し、所属職員を指揮監督することになっており、その他課長は各課の事務を主管することになっている。このことは、「事務分掌規程」に定められている。本学の事務局には 4 つの課があり、各課の業務は「事務分掌規程」に明記されている（提出・規程集 2）。

事務局長は、課長の任命にあたり、各課の業務に適している人物を見極め配置する。現在の体制をみると、いずれの課も課長が専門的な職能を有しており、その能力が如何なく発揮されていることは、入学者数や就職状況等からも明らかである。課長には、課員の勤怠管理などの権限も与えられ、一定の自己裁量で動く体制にある。もちろん事務局長が、進捗状況等を確認している。ちなみに、本学の職員採用では、総合的な職能を有する者を採用するために、公募により募集している。

課長には、課員を育てることが求められる。課長一人が万能でも組織としては脆弱であり、各課員の底上げが組織力を上げることに繋がると考えるため、一定の権限が与えられている。

前述のとおり、本学の事務局は、「事務分掌規程」に則り業務を遂行している。

事務室は、図書館と保健センターを除いて、全ての部署が仕切りのないワンフロアの同室にて業務を行っている。毎日の朝礼では、事務局に所属するすべての事務職員が出席して意思統一をはかり、伝達事項などの徹底を行っている。

業務に係る事務機器等については、PC が職員各自に貸与され、学内 LAN に接続されている。その他、電話機、FAX、コピー機等業務に必要な事務機器は備え付けられている。

本学では、職員の能力開発及び資質の向上を目的として実施する職員の研修についての事項を定めるべく「SD 規程」を整備している。その上で事務職員には、自身の能力向上

および資格取得、研修会への参加などを奨励している。また、令和4(2022)年度からは、FD研修会とあわせて気にかかる学生の情報共有・交換会を毎月実施している(提出・規程集16)。

各課では、毎日課内ミーティングを開催し、日常業務における問題点の共有、改善、見直しを行っている。また、各種行事(入学式、オープンキャンパス等)の後には、次年度に向けた改善点を参加職員より集約し、次回行事に向け改善点を整理するなど、スムーズな運営となるよう工夫している。

事務局の各課は下記の委員会と結びつくことにより、教員と連携する仕組みが整っている。学生の学習成果の獲得が向上するという点では、本学では教学委員会で中心となって議論等を行うが、教学委員会は、職員組織の学生支援課と繋がっており、学生支援課から教学委員会へ資料等を提供するようになっている。また、学生支援課からも課長等が教学委員会へ出席することとなっている。また、各委員会・部署間での連携も重視しており、例えば、募集入試委員会から教学委員会へ検討依頼が行われたりしている。

【本学の委員会と事務局との関係】

教学委員会	⇔	学生支援課
就職委員会	⇔	就職課
募集入試委員会	⇔	募集入試推進課

【区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

＜区分 基準Ⅲ-A-4 の現状＞

教職員の就業に関する諸規程について、本学では「就業規則」を整備している。また、それに準ずるものとして「給与規程」を整備している。これらの規程等は法律の改正、とりわけ労働基準法の改正等があった場合は速やかに学園の理事会で審議され改定される。そして所轄官庁等へ提出もしくは届出される。また、教職員に残業を命じることのできる「36協定」についても毎年使用者と労働者の過半数を代表する者との間で協定が結ばれている(提出・規程集35、44)。

新しく採用された教職員へは「就業規則」および「給与規程」を配布している。また、それらに改定があった場合は、学園ニュースにて学園全教職員へ周知され、新たな規則等が各事務局に設置される。

本学の就業については諸規定に基づいて適正に管理されている。とりわけ令和元(2019)年度から義務化された年次休暇の取得(5日間)については、事務局で常に確認し取得を促すようにしている。

＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題＞

健全な短大経営のため、学生ファーストを意識しながらも、人件費比率、人件費依存率を見極めながら、適切な予算編成に今後も努める。

科研費等の外部資金を獲得し自らの研究を進めることのできる人材が増えている一方、若手の専任教員（基幹教員）の定着度が低く、採用から数年で他学（主に四年制大学）へ割愛となることが課題として挙げられる。本学のような小規模短期大学においてはその独自性や文化について、深く理解した教員が教育研究活動を行うことが、本学の学生への教育上、重要となるが、それが困難な状況にある。「大学教員」のキャリア形成上、やむを得ない部分でもあるが、定年とまでは言わずとも一定期間、本学に腰を据えて教育研究活動を共に担ってくれる若手教員の人材確保に取り組む必要があると考えている。

＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項＞

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

＜根拠資料＞

提出書類

1.CampusGuide [令和4（2022）年度]

規程集 11.学校法人明德学園 情報セキュリティポリシー基本方針

規程集 13.京都経済短期大学 危機管理規程

規程集 14.京都経済短期大学 危機管理マニュアル

規程集 18.京都経済短期大学 図書館資料除籍基準

規程集 56.学校法人明德学園 経理規程

備付書類

37.京都経済短期大学 キャンパス全体図

38.京都経済短期大学 図書館全体図

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。

- (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。
  - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
  - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。
- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

収容定員 400 名に対し、校地面積 11,486 m<sup>2</sup>の本学は、短期大学設置基準の規定を充足している（備付-37）。

運動施設として、体育館有しているが運動場は備えていない。屋外スポーツのクラブに関しては、近隣の施設（テニスコート、フットサルコート等）を利用するなどしている。また中庭を有しており、軽い運動等（キャッチボール等）に関しては利用を認めている。

校舎面積は、5,750 m<sup>2</sup>で短期大学設置基準を満たす施設を備えている。

ピロティ並びに体育館の入り口にスロープが設置されており、車椅子での出入りが可能である。管理棟には車椅子で利用可能なエレベーターが設置されており、上層階への移動が可能である。また 1 階には障がい者用のトイレも設置している。他にも点字案内板や誘導用ブロックの設置により、視覚障がい者への対応を行っている。

学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室として、大講堂（座席数 330）、大教室（座席数 182）、中教室①・③（座席数各 117）、中教室②（座席数 90）、AV 教室（座席数 98）、小教室①～③（座席数各 72）を整備している。また、演習室として、ゼミ室 2 室（座席数各 24）、情報処理室 2 室（座席数各 48）を整備している。

本学は通信による教育を行う学科等は設置していない。

学科の教育課程編成・実施の方針に基づき、教室（講義室、AV 教室、PC 教室等）には AV 機器が整備されており、様々な形態の授業に対応できるようになっている。また、貸出用ノート型 PC、可動式プロジェクター等を備え、演習室でも様々な形態の学習に対応できるようにしている。

[表 14 教室機器・備品一覧]

教室名	設置機器	設置 PC		備考
		教員用	学生用	
小教室①	PJ、OHC、Blu-ray	1	0	
小教室②	PJ、OHC、Blu-ray	1	0	
小教室③	PJ、OHC、Blu-ray	1	0	
中教室①	電子黒板、PJ、OHC、Blu-ray、AppleTV	1	0	

京都経済短期大学

教室名	設置機器	設置 PC		備考
		教員用	学生用	
中教室②	電子黒板、PJ、OHC、Blu-ray	1	18※1	3分割可
中教室③	電子黒板、PJ、OHC、Blu-ray	1	0	2分割可
AV 教室	電子黒板、PJ、OHC、Blu-ray	1	0	
大教室	PJ、OHC、Blu-ray	1	0	
大講堂	PJ、OHC、Blu-ray、移動式スピーカー	1	0	
情報処理室①	電子黒板、OHC、Blu-ray、プリンター	1	48	
情報処理室②	電子黒板、OHC、Blu-ray、プリンター	1	48	
ゼミ室⑤	PJ	0	0	
ゼミ室⑥	PJ	0	10※1	
2F 会議室	PJ、移動式スピーカー	1	20※1	ゼミ使用

凡例 PJ：プロジェクター OHC：書画カメラ Blu-ray：Blu-ray プレイヤー

※1 ノートパソコンを収納ラックに設置

※2 ノート PC は図書館にて貸出可能

講義室・演習室以外の主な教育支援施設として、図書館をはじめ、IT リテラシー向上のための PC 教室、事務局に併設されているため気軽に相談に応じやすい環境の進路資料室、集中して個人学習（編入学、資格取得等）に取り組める自習室、グループや個人研究の場として提供されているラーニングコモンズが設けられており、教育環境の充実がはかられている。

蔵書数 4 万冊を超える図書館（413 m<sup>2</sup>）には、66 席の閲覧席のほか AV 視聴席、図書検索システム用 PC 等の設備が備えられている。また、新聞（電子版）を閲覧するための PC2 台と、各種雑誌（電子版）を閲覧するためのタブレット 5 台を設置している。さらに、コロナ禍において学外でも図書資料の利用ができるよう、電子図書館（LibrariE）を整備している（備付-38）。

図書の選定は、専任教員 4 名から構成される図書・学会委員会が担当している。担当分野を担当分野ごとに分類し、各分野の図書・学会委員が選定を行う。このうち一般図書は、司書が選定している。他に学生や一般利用者による希望図書もこれに充てており、希望者は書類で申請するものとしている。

以上によって選ばれた図書は、図書・学会委員会にて総合的に審議している。図書の廃棄は、「図書館資料除籍基準」を制定し、①不要除籍、②亡失除籍、③汚破損除籍、④保管転換除籍、⑤数量変更除籍に該当した場合、年 1 回実施する蔵書点検時に除籍する。除籍該当資料については、除籍印を押印の上、除籍リストを作成・保管し、備品廃棄稟議書に記載の上、学園本部へ報告を行っている（提出・規程集 18）。

図書館には授業に関連する図書として、参考図書や関連図書を整備している。

運動施設としては、適切な面積の体育館（864 m<sup>2</sup>）を有しており、主に放課後のクラブ活動などにも使用されている。

オンライン授業を実施する場合、学生からの希望があればノート型 PC の貸出を行って

いる。また、学内でオンライン授業への参加を希望する場合は、情報処理室もしくは演習室の PC を利用することができる。

**【区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。】**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

**<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>**

固定資産および物品の管理等については、「明德学園 経理規程」に基づき適正に維持管理がなされている（提出・規程集 56）。

什器、PC、AV 機器等、経理諸規程により固定資産に該当するものは、備品台帳に登録され、毎会計年度に一度現物照合が行われている。施設設備等の管理は、各種法令等を遵守するとともに、日常点検・保守管理がなされている。

また、施設設備機能の維持とともに、安全性、衛生面、利便性についても年度計画に基づき毎年改善を図っている。これらのメンテナンスや改修等にあたっては、突発的な不具合によって授業運営の支障とならないことを第一に計画を立てている。なお、建築基準法に係る建築物定期調査および建築設備定期検査、消防法に係る消防設備、電気事業法に係る受変電設備、水道法に係る受水槽・高置水槽設備等の法定点検における要是正項目については逐次対応している。また、新型コロナウイルス感染症の蔓延を受け、トイレの乾式化・洋式化を進めるとともに、手洗いの自動水栓化、出入口扉の自動扉化など、衛生面での施設更新を進めた。令和 4（2022）年度は講義棟前トイレを建設し、令和 5（2023）年度は 3 教室の更新、および 2 箇所のトイレ改修、コロナ対策も含めた換気設備の交換等を進める予定である。

火災については、防火管理規程が定められている。また、火災・災害（地震等）・防犯等あらゆる危機に迅速かつ的確に対応できるよう「危機管理規程」および「危機管理マニュアル」を策定している（提出・規程集 13、14）。

防火に関する設備としては、各所に消火器や消火栓を配置し、屋内各所に火災感知器および防火シャッターを設置している。消防法に基づき消防用設備等の定期点検を実施している。また、毎年 4 月に、新生を対象とした避難訓練を実施している。

災害については、本学が大規模地震災害や水災害（洪水・土砂災害）発生時における広域避難所に指定されており、防災備蓄品が京都市から支給され避難場所となる体育館に備え付けられている。

防犯・保安については、守衛により受付および学内巡視業務等を実施している。その業務内容は、①各棟の鍵の解錠・施錠、②各種鍵の貸し出し、③来客受付、④車両入構の手続き、⑤各種警報機器の監視、⑥防犯カメラの監視、⑦キャンパス内における安全確認の

ための巡回等である。また、自動火災報知機等の警報機器類は事務局内の守衛待機場所に集約されており、24時間体制で監視している。このような人的警備に加え、セコムによる施設の警備体制も整えている。

なお、キャンパス構内における犯罪行為や迷惑行為を未然に防止し、学生や教職員をはじめ本学を利用する関係者が安全かつ安心して学習、教育・研究、就業できるよう、屋内外ともに防犯カメラを設置している。

学内ネットワークにおける情報セキュリティについては、「明德学園 情報セキュリティポリシー基本方針」に則り、管理権限や情報の取扱い方針を定めるとともに、不正アクセス防止対策、不正プログラムの侵入を防ぐ措置がとられている（提出・規程集 11）。

省エネルギー対策として、空調機器の集中管理や夏季における冷房 28 度・冬季における暖房 20 度を推奨している。夏季のクールビズ実施に伴い、サマーシーズンの勤務中の服装の軽装化を行うとともに、トイレ照明の自動化、節水型トイレへの改修、照明設備の LED 化、ペーパーレス化（電子化・両面コピー、裏紙の利用）等を推進している。

#### <テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

小規模短期大学として将来の発展性や先進的教育・学習のためにも、施設・設備両面において学習環境の整備を継続的に検討していく必要がある。これらは本学の将来展望と密接な関係性があるため、上位会議等にて実現性のある計画を早急に検討していく必要がある。また、開学 30 周年を迎えており、建物や施設・設備の修繕改修を順次進めていかなければならない。

#### <テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

特になし

#### [テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

#### <根拠資料>

提出書類

1.CampusGuide [令和 4 (2022) 年度]

8.履修要項 [令和 4 (2022) 年度]

14.シラバス [令和 4 (2022) 年度]

規程集 29.京都経済短期大学 システム運用委員会規程

備付書類

39.学内 LAN 敷設状況

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設

備の向上・充実を図っている。

- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

### <区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

本学では、学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて、技術サービスや専門的な支援を行うとともに、適宜ハードウェアおよびソフトウェアの向上・充実をはかっている。各教室には、授業に必要なマルチメディア機器およびネットワーク環境を完備している。PC 教室は 2 教室設置し、情報教育や語学教育に必要なハードウェアおよびソフトウェアを整備している。また、学内で自由に利用可能な無線 LAN 環境が整えられている。これらのハードウェアおよびソフトウェアについては、半期ごとにメンテナンスを行うとともに、定期的にリニューアルを行い、適切な状態を維持している（表 14 参照）。

情報技術の向上に関して、新入生には入学時のオリエンテーション期間中に「学内システム入門」を開講し、本学の PC 利用・学内ネットワーク利用上の注意など、利用に関する基本的な説明を行っている。また、教育課程編成・実施の方針に基づき、「文書処理技能演習」「表計算技能演習」「プレゼンテーション」等、情報リテラシー科目を開講しており、特に「文書処理技能演習」については必修科目としている。これらの科目を履修することにより、パソコンを利用したオフィスアプリケーション全般を学習し、実践で活用できる能力を身につけるとともに、パソコン周辺機器・一般知識について習得することができる。教職員についても、適宜利用説明会やセキュリティ講習を行っている（提出-8）。

本学では、情報系教職員を構成員とするシステム運用委員会を毎月開催し、学内システムの運用状況を報告・確認するとともに、適切な状態を保持できるよう点検している。本委員会では、教育・研究において情報機器が活用できるよう整備計画を策定し、それに基づいて整備を進めている（提出-規程集 29）。

教員研究室には教員が研究・教育等に利用できるようノート型 PC を各 1 台配備している。また、職員には各 1 台 PC を配備し、学校運営に活用できるようにしている。

各教室および研究室には情報コンセントを設置し、学内 LAN にアクセスできるようにしている。また、事務局についても同様に情報コンセントを設置しているが、セキュリティを確保するため、他の学内ネットワークとはセグメントを分離させている（備付-39）。

中規模教室および情報処理室には電子黒板（75 インチ）を設置（計 6 台）設置し、オンライン（Zoom）を活用したり、学生の持っているデバイス（スマホ等）からキャストさせて発表させたりするなど、新しい情報技術を活用した授業を行っている。コロナ禍におい

では、e-Learning システム (CEAS) とオンラインシステム (Zoom) を組み合わせて効果的なオンライン授業を行ったり、オンデマンド授業を作成したりしている (表 14 参照)。

また、令和 2 年 (2020) 年度には、教務システムおよびこれと連動した学生・教職員ポータルサイトを整備した。これにより、学生は履修登録から成績確認までトータルに学習情報を確認することができ、休講・補講情報やお知らせなども随時確認できるようになるなど、学習環境を向上させることができた。教員もこのシステムを利用して出席確認、成績処理等を行ったり、学生情報を確認して指導したりするなど、学習支援を行う環境を整備することができた。

学生が PC を利用できる環境としては、PC ルームとして情報処理室を 2 室 (各 48 台) 整備している。このうち 1 室の PC にはデザイン系授業のために Adobe Creative Cloud のソフトウェアをインストールしている。情報処理室は授業で使用する時間以外は学生の自由な利用を認めている。また、1 階学生ホール、2 階就職サロン、1 階ラーニングコモンズには、それぞれ PC とプリンターを設置し、学生が自由に利用できるようになっている。さらに、図書館前サロンおよび図書館には、新聞の電子版や各種雑誌を閲覧できる PC を設置している。情報処理室およびラーニングコモンズ PC にはヘッドセットを設置しており、語学学習やオンライン学習に利用できるようにしている。

マルチメディア教室の整備として、本学では全講義教室に教員用 PC1 台とプロジェクター、Blu-ray プレイヤー、書画カメラを設置している。また、中教室②、ゼミ室⑥、会議室 (ゼミにて利用) には、それぞれノート型 PC を設置し、ゼミナール等において活用している。なお、CALL 教室は整備していない。

学生および教職員個々に対する専門的支援としては、情報担当の教職員が随時対応している。また、より専門的なハードウェアおよびネットワーク上のトラブルに対しては、委託業者と協働で対処している。

#### <テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

近年、情報系科目以外においても PC 利用を希望するケースが増加しており、講義教室への PC 設置を更に進める必要がある。また、学生の学習成果を向上させるために ICT の活用がますます重要になってくるが、そのために必要な業務を一元的に管理担当する専従のスタッフが必要である。

#### <テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

特になし

#### [テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

#### <根拠資料>

提出書類

6. 大学案内 [令和 4 (2022) 年度]

16. 大学案内 [令和 5 (2023) 年度]

- 18.計算書類等の概要（過去 3 年間）
- 19.財務計算書類 [令和 4（2022）年度]
- 20.財務計算書類 [令和 3（2021）年度]
- 21.財務計算書類 [令和 2（2020）年度]
- 22.明德学園 事業報告書 [令和 4（2022）年度]
- 26.理事会議事録 [令和 4（2022）年度]
- 27.理事会議事録 [令和 3（2021）年度]
- 28.理事会議事録 [令和 2（2020）年度]
- 32.評議員会議事録 [令和 4（2022）年度]
- 33.評議員会議事録 [令和 3（2021）年度]
- 34.評議員会議事録 [令和 2（2020）年度]
- 規程集 56.学校法人明德学園 経理規程
- 規程集 57.学校法人明德学園 経理規程施行細則
- 規程集 60.学校法人明德学園 資金の運用に関する取扱規程
- 備付書類
- 41.事業報告書・財務計算書類 [令和 4（2022）年度]
- 42.事業報告書・財務計算書類 [令和 3（2021）年度]
- 43.事業報告書・財務計算書類 [令和 2（2020）年度]
- 56.監査報告書 [令和 4（2022）年度]
- 57.監査報告書 [令和 3（2021）年度]
- 58.監査報告書 [令和 2（2020）年度]

**[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
  - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。
  - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
  - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
  - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
  - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
  - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
  - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
  - ⑧ 教育研究経費は経常収入の 20%程度を超えている。
  - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
  - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
  - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
  - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
  - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。

(2) 財的資源を毎年度適切に管理している。

- ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
- ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
- ③ 年度予算を適正に執行している。
- ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
- ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
- ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

#### <区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

まず、令和 2（2020）年度から令和 4（2022）年度までの過去 3 年間にわたり、法人全体で経常収支差額および当年度収支差額は毎年収入超過の状態を維持できている。

短期大学部門単独で見ても、令和 2（2020）年度から令和 4（2022）年度にかけての経常収支差額、および当年度収支差額ともに、収入超過となっている。その主な要因としては、平成 30（2018）年度入学者より入学定員を 150 名から 200 名に増定員し、それ以降、入学定員を大きく上回って入学生を確保でき、学生納付金が増加、安定的に 5 億円台に乗るようになり経常収入が安定したことが大きい。具体的には、直近 3 年間の定員充足率で見ても令和 2（2020）年度には入学定員充足率は 127.5%、収容定員充足率 130.0%、令和 3（2021）年度はそれぞれ、109.5%と 121.8%、令和 4（2022）年度は 126.0%と 121.3%という結果となり、学生数を高い水準で安定的に確保できていることを示している。

これにより、短大部門のみでの令和 4（2022）年度の事業活動収支差額比率は 10.9%と好調で、開学以来、存続ができてきたことについて、過去には財政面において併設の両高校に支えられてきた部分が大きかったが、近年では短大単独で収入超過となるなど、財政的に自立してきているといえる（提出-18）。

法人全体での財務状況に関しては、平成 20（2008）年度以降、借入金はなく、経営に必要な資金である流動資産も増加しており、貸借対照表の状況は健全に推移していると言える。流動比率で見ると令和 2（2020）年度 491.5%、令和 3（2021）年度 556.7%、令和 4（2022）年度は 545.2%と全国平均（日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政」令和 3（2021）年度）307.3%を大きく上回り 500%前後を維持している（備付-41）。

また、退職給与引当金については、毎年、財務計算書類の注記にも記載している通り、期末要支給額に対し、私立大学退職金財団及び京都府私学退職金財団からの交付金等を踏まえ、目的通り 100%引き当てられている。

資産運用は「学校法人明德学園 資金の運用に関する取扱規程」に則り、金融商品の検討等を行う最高経営会議直轄の資金デザイン委員会（委員長は副理事長が務める）が機能しており、その結果、令和 2（2020）年度から令和 4（2022）年度にかけてのインカムゲインとキャピタルゲインの合計は 1 億 2,000 万円～1 億 7,000 万円を計上し、学園財政を支えている（提出-規程集 60）。

教育研究経費比率は令和 2(2020)年度 31.4%、令和 3(2021)年度 32.8%、令和 4(2022)年度 33.4%と過去 3 年間では、30%以上を維持できている。また、支出の多くを占める人件費比率は、令和 2(2020)年度 47.9%、令和 3(2021)年度 51.4%、令和 4(2022)年度 53.2%と推移し、全国の短期大学法人の平均が 60%を超えるなか、健全な比率を得られている。

また、明德学園では財的資源の管理においても、理事長が毎年、10 月に各部門長より、中期計画に基づいた各部門の次年度事業計画案を提出させ、それによって 11 月理事会で次年度予算編成方針が決定、各部門の予算編成担当者に示される。この予算編成方針では、学園全体での計画や方針のほか、プライマリーバランスの重視や目標とする財務比率などが示されており、その上で必要な経常経費や教育研究に供する施設設備および図書等の学習資源に関しては見直しを行い、新規要求には優先順位をつけて予算要求するよう求められている。それを受けて、各部門より事業計画案実現のための予算要求が作成され、年明けの 1 月には予算折衝が行われ、本部査定を経て出来上がった次年度予算の本部原案が、3 月理事会に諮られ当初予算が確定する(提出-26、32)。

予算執行においては経理規程、あるいは「経理規程細則」に基づき各部門と学園本部法人部財務課が連携し会計処理を行っていく。会計年度の上半期を終える 9 月には補正予算編成方針を示し、緊急を要するものなどをしかるべき手続きによって修正補正していく。補正予算成立後の下半期においては、件数を限定した科目間流用等により補正を行うが、いずれも回議書、稟議書等により、部門長はもちろん、理事長までが承認を行うという、組織決定の手続きを経ることになっている(提出-規程集 56、57)。

決算については、学校会計基準に則り、会計期間終了後二月以内に完了し、監査法人による会計監査を経て 5 月理事会で承認、評議員会への諮問を経て各所轄庁等への提出、必要な財務情報の公開を行っている。毎会計期間中、監査法人による会計監査は、11 月と 3 月に期中監査、4 月と 5 月に期末監査が内部の常勤監事とも連携して行われ、それぞれ、不正や関係法令等への違反なく、適正に管理できている旨の報告をいただいている。以上より、法人による適切な財的資源管理のもと、短期大学の存続を可能とする財政を維持していると判断できる(提出-26、32、備付-56)。

**[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営(改善)計画を策定している。
  - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
  - ② 人事計画が適切である。
  - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
  - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費(人件費、施設設備費)のバランスがとれている。

- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

[注意]

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。経営改善計画は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」において、明德学園は A3 に区分され、安定した経営を行うことができています。本学も令和 4（2022）年度経常収支差額 55,661,371 円、当年度収支差額 29,311,595 円と、安定した経営を行うことができています。しかしながら、少子化に伴う 18 歳人口の減少や四年制大学志向の高まりなど、短期大学を取り巻く経営環境は厳しさを増しており、将来を見据えた経営とたゆまぬ改善を行う必要性を強く認識しています。

短期大学の将来像としては、今後も安定した経営を続けるために、入学者確保の継続は絶対に必要である。その施策として、募集対策を強化するとともに、進路対策を徹底し、進路実績から募集への好循環を生み出している。これら短期大学のさらなる強化を図るとともに、諸状況に鑑みながら、短期大学に固執しない選択肢を含め、幅広い将来像について検討が行われている。

短期大学を取り巻く環境は年々厳しくなっており、短期大学数は減少している。しかし、本学は日本唯一の経済短期大学であり、短期大学の中でビジネス分野を幅広く学べる本学は希少な存在である。高校生の四年制大学志向が強まる中においても、経済的理由や早期就労を望む層は一定数あり、それらの層のニーズに応えるために、毎年カリキュラムの更新を図り、令和 6（2024）年度からは現在の 5 コースを 7 コースに改編する（提出-16）。

明德学園では、プライマリーバランスを重視した予算編成を行うとともに、将来を見据えて必要なものには重点的に投資を行っている。その結果、各財務比率は寄付金比率および基本金組入比率を除き、いずれも全国平均と比べ良好な状態となっている。

学生募集については、在学生のみならず卒業生もスタッフとして参加してもらい、本学の魅力や進路を PR することで受験生確保につなげている。また、高校の進路指導担当者との信頼関係構築や、ウェブ媒体やオンラインを活用した募集広報など、幅広い学生募集を行っている。また、学生納付金については、近隣地域の学納金状況を考慮しながら、検討を進めている。

短期大学の人事については、短期大学設置基準に則り、本学カリキュラム・ポリシーに即して適切な人員を配置することができている。

施設設備については、開学 30 年が経過し、随所に老朽化が目立ち初めているが、建物、

教室什器、水回り、空調設備、情報システム等、機能ごとに更新計画を立て、予算確保を行うとともに補助金申請を行い、効率的に更新・機能強化を図っている。特に学生の安全に関わるものについては優先的に実施し、利便性にも配慮しながら、より良い学習環境構築を行っている。令和5(2023)年度は3教室の更新、および2箇所のトイレ改修、コロナ対策も含めた換気設備の交換等を予定している。

外部資金の獲得については、教員に委ねられている部分が多いが、教員の個人研究費の金額を決定する教員活動評価ポイントとして、外部資金獲得を項目として挙げ、インセンティブを設けることにより、獲得を促している。なお、遊休資産は存在しない。

短期大学の定員については、好調な募集状況と慢性的な支出超過を改善すべく、平成30(2018)年に定員増(150人から200人)を行った。以降、定員充足率は100%を超過する状況が続いており、入学者が入学定員の1.3倍である259人を超過しないよう管理を行っている。人件費については人件費比率が48.4%と全国平均の61.9%を下回っており、適切に管理できている。施設設備費についても、前述のようにプライマリーバランスを確保しながら、適切に投資を行っている。令和4(2022)年度経常収支および当年度収支ともに黒字となっているが、大幅な黒字ではなく、適切に還元できている。総じて定員管理と経費支出はバランスがとれている。

学内に対する経営情報の公開としては、決算後の学園ニュースに掲載されるとともに、学園本部ウェブサイトにも財務情報が公開されている。予算・決算については教授会にて共有されている。また、募集状況についても教授会にて情報が共有され、危機意識の共有が行われている。

#### <テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

今後も安定した経営を続けるために、入学者確保の継続は絶対に必要である。現在は好調に推移しているが、今後ますます進む少子化による18歳人口減少を見据え、受験生のニーズを随時把握しながら、魅力的なカリキュラム編成、充実した学生指導・支援、進路指導を継続していく必要がある。

#### <テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

特になし

#### <基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証(第三者)評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

前回の認証評価では、教員業務の効率化等を記述したが、この間、各教員の学内行政の負担を軽減すべく、一人につき原則一つの委員会に所属する改革を行った。しかし、結局一人が複数に所属する形態になってきている。ただ、以前より、掛け持ちの委員会数は減っているため、これ以上の負担にならないよう注視しておく必要がある。

## 京都経済短期大学

また、FDについては、令和4（2022）年度から、毎月開催する教授会と同時に実施し、主に学生情報の共有を行うことで、よりきめ細かな教育を行える体制を構築している。

本学の専門性を活かした研究成果をさらに社会や学生、地域住民に還元していく体制を整えることについては、新型コロナウイルス感染症が蔓延した影響で滞っている状況であるが、早期に再開したいと考えている。

物的資源については、増定員に伴って新たに講義棟を建築し、PC やネットワークシステムの更新、トイレの改修、エレベーターの設置等、安全性と学生の利便性を高めるべく整備を進めてきており、今後もさらなる充実を図っていく。

## 【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

## [テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

## ＜根拠資料＞

## 提出書類

22. 明德学園 事業報告書 [令和 4 (2022) 年度]

25. 学校法人明德学園 寄附行為

26. 理事会議事録 [令和 4 (2022) 年度]

27. 理事会議事録 [令和 3 (2021) 年度]

28. 理事会議事録 [令和 2 (2020) 年度]

32. 評議員会議事録 [令和 4 (2022) 年度]

33. 評議員会議事録 [令和 3 (2021) 年度]

34. 評議員会議事録 [令和 2 (2020) 年度]

## 備付書類

41. 事業報告書・財務計算書類 [令和 4 (2022) 年度]

42. 事業報告書・財務計算書類 [令和 3 (2021) 年度]

43. 事業報告書・財務計算書類 [令和 2 (2020) 年度]

44. 理事長の履歴書

56. 監査報告書 [令和 4 (2022) 年度]

57. 監査報告書 [令和 3 (2021) 年度]

58. 監査報告書 [令和 2 (2020) 年度]

## [区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
  - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
  - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
  - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
  - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
  - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
  - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
  - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
  - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識してい

る。

⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。

(3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。

① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。

② 理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されている。

③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

#### <区分 基準IV-A-1の現状>

##### (1) 理事長の指導力

明德学園は大正 10 (1921) 年に創立され、令和 3 (2021) 年に百周年を迎えた。建学の精神は「明知を以て明德を实践する」である。近年は「働く人づくり日本一の教育機関」を目標に、「傍(ハタ)を楽(ラク)にする人づくり」を社会的な使命と位置付けている。理事長の川口博は、平成 8 (1996) 年に学園の財務部長に就任してから、学園本部長、常務理事、副理事長を歴任し、平成 26 (2014) 年に初の常勤の理事長になった(備付-44)。この間、学園の「寄附行為」「理事会規程」「監事監査規則」「資金の運用に関する取り扱い規程」など組織運営の根幹をなす諸規程の制定、改定を主導した。

さらに、学園の中長期経営計画である「明德学園、これからの 10 年」を策定・更新し、毎年 10 月 23 日の創立記念日に全教職員を対象とした「学園研修・懇親会」を開き、学園本部と短大、2 高校の一体感を醸成すべく努めている。

財務・会計については、毎年 5 月、監事と外部の監査法人が前年度決算等を監査し、5 月理事会に財務諸表、事業報告書等の書類を提出、議決を得ている。当該理事会後に評議員会を開いて報告し、意見を求めている(提出-26、32、備付-41、56)。

以上のことから、理事長・川口は学園を代表し、組織と経営の全体を総理していると評価できる。

##### (2) 組織運営

理事会は原則、毎月第 4 金曜日に開いている。上程する議案と報告事項については、理事会開催日の前週水曜日に開く常任理事会で論議・検討し、必要に応じて部門間で業務の調整をしている。

いずれの会議も、理事長が招集したうえで議長として議論の方向性を示し、とりまとめを図るなど適切に運営している。

理事会は、京都経済短期大学の学長、京都明德高等学校と京都成章高等学校の両高校長、学園本部長の部門統括者 4 人、学園傘下の学校の卒業生 1 人、評議員会代表 2 人、学識経験者 6 人の計 13 人の理事で構成している(「私立学校法」第 35~38 条、「明德学園 寄附行為」第 5、6 条)(提出-25)。

法人や傘下学校の規程類、予算・決算、事業計画など議案について審議し、理事でもある各部門長から毎回、学校や組織の運営状況、突発的な課題について報告・説明を求めるなど、その職務や部門運営を監督している。

理事会と理事たちは、短大の学長、学科長の任免を通して運営責任を十分に自覚してお

り、短大を取り巻く経営環境や他学の動向、各種のデータ（他学の受験者数、定員充足率、就職内定率、編入学率など）などについて理事である学長を中心に情報収集に努め、情報と認識を共有するように努めている。

また、貴協議会の認証評価については、厳しさを増す経営環境の中、当学園の短大が発展を続けるために必須の要件であると位置づけ、申請書類等の理事会への提出、説明を求め、議案として審議・採決している。

なお、短大運営のための規程として「京都経済短期大学 就業規則」「給与規程」「学則」「クロスアポイントメント制度に関する規程」等を定め、必要に応じて適宜、改定している。

校長と教員の欠格事由を定めた「学校教育法」第9条1～4号の規定は、学園の「寄附行為」第17号第2項第3号に準用している。さらに校長と教員の候補には「就任承諾書」で欠格事由を明示し、就任時に誓約書として提出させている。

#### <テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの課題>

課題は特にないと考えている。

#### <テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

明德学園の経営を特徴づける組織として最高経営会議直属の「情報デザイン委員会」と「資金デザイン委員会」、常任理事会への政策提言機関である「経営専門委員会」がある。情報デザイン委員会は中長期経営計画を支える基本概念の一つ、「デザイン思考」を具現化した組織で、学園本部の2部4課から選ばれたスタッフで構成する。学園の広報誌「学園四季」を年3回制作、発行し、創立記念日の前後に全国紙と地方紙に自ら企画、デザインした広告を掲載している（提出・22）。

資金デザイン委員会も同様の各部各課の横断スタッフ組織で、学園資金の効果的な運用と戦略的な活用を担っている。運用益は各種の基金として第3号基本金に繰り入れるとともに傘下の学校への教育振興のための助成、未来を先取りした先進的な授業の試みへの助成などに使っている（提出・22）。

経営専門委員会は、学園にとっての教学上、経営上の課題について調査、研究し、政策として提言するための組織で、傘下の3学校と学園本部から選ばれた委員で構成している。これまでに「人づくり」「新しい学校づくり」「新しい教育づくり」「人事制度」「創立100周年」などをテーマにして提言を行ってきた（提出・22）。

教育面では、独自の給付型奨学金を設け、毎年、学生の学びや生活を支援している。具体的には令和4（2022）年度には「明德学園創立記念奨学金」「島正博奨学金」「川口博奨学金」「京都経済短期大学教育後援会奨学金」「京都経済短期大学 経営・情報学会奨学金」の5種類あり、短大と2高校の学生・生徒159人を対象に総額で1,360万円を給付している（提出・22）。

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

<根拠資料>

提出書類

7.京都経済短期大学 学則

規程集 67.京都経済短期大学 学長選考規程

規程集 69.京都経済短期大学 教授会規程

規程集 96.京都経済短期大学 懲戒規程

備付書類

24.教員個人調書（専任教員）[様式 21]

25.教育研究業績書（専任教員）[様式 22]

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
  - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
  - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
  - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
  - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めている。
  - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
  - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
  - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
  - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
  - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
  - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
  - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
  - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
  - ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

### <区分 基準IV-B-1の現状>

学長は、本学の運営の最高責任者として、その権限と責任を有しながら、かつ大変丁寧に教授会の意見を幅広く勘案した上で、最終的な判断を行っている。

現学長は、長年、京都府立高校の外国語科（英語）の教員をつとめ、指導主事等を経て、晩年は、京都府立高校2校で校長をつとめた。退任後も京都府立高校にて、初任者指導教諭として勤めていたところ本学が英語科の常勤講師として招聘した。常勤講師として3年務めたのち、学長として任用され、今に至る（備・24、25）。

学長は、建学の精神ならびに明德学園のミッション、ビジョンに基づいて、真摯に、かつ丁寧に大学運営を行っており、本学の教育、研究、運営の質的向上に関して優れたリーダーシップを発揮している。学長のこのような姿勢は、在学生の進路確保ならびに入学者の増加、そして本学の対外的評価の向上という形で結実している。また、教職員のモチベーションにもきめ細かな配慮がなされており、この点でも優れたリーダーシップを発揮している。このことは、組織力の向上と活気溢れる大学づくりに繋がっている。

学長は、必要な場合、学則および京都経済短期大学懲戒規程に基づき学生に懲戒を行っている。なお、本学において学長が行う懲戒は以下のとおりである（提出・規程集 96）。

- (1) 退学 学生としての身分を剥奪するものとする。
- (2) 停学 一定期間、学生の教育課程の履修及び課外活動等を停止するものとする。
- (3) 訓告 文書等により注意を与え、将来を戒めること。

明德学園では、学長は部門長という立場となり、京都経済短期大学という部門の校務をつかさどると同時に全教職員を統督している。

学長は、「学長選考規程」に基づいて、最終的に理事会で選任され、大学運営の職務遂行に努めている（提出・規程集 67）。

定例教授会は、学則等の規程に基づいて、原則的に毎月1回開催される。本学の教授会には、教授の他、准教授、専任講師、常勤講師および課長以上の職員が出席している。

教授会において審議される案件は、各委員会などから提出された案件を、教授会が開催される前週の執行部会にて審議した後、上程される。学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している（提出・7、提出・規程集 69）。

学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与等に関しては、判定教授会を開催し、教授会の意見を聴取したうえで決定している。また、自ら定めた教育研究に関する重要事項についても、執行部会に諮ったうえで教授会に上程するようにしている。

学長は、「学則」および「教授会規程」に基づいて教授会を開催し、定められた事項の決定において意見を求め、それを踏まえて意思決定を行っている。

教授会議事録については、事務局長が作成し、次回の教授会にて参加者全員で確認を行い、確定している。また、それについてはデータにて保存している。

建学の精神に基づいて策定された「目指すべき学生像」において明確になっている学習成果。さらに、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーについては、教授会において確認しており、本学のステークホルダーに満足感を与えられるよう認識を共有している。

平成26（2014）年度から導入したGPA制度、進級制度の導入、コース・ユニット制の変更等の改革などの認識を全員が有している。

## 京都経済短期大学

平成 27（2015）年度より一部改訂された学校教育法により、改訂前では教授会の下、改訂後は学長の下に設置されることになった主な委員会等は、次の通りであり、その機能を十分に果たしている。

### 【令和 4（2022）年度委員会および附属機関】

#### [委員会]

- (1) 人事委員会
- (2) 募集入試委員会
- (3) 教学委員会
- (4) 就職委員会
- (5) 留学生委員会
- (6) 図書・学会委員会
- (7) システム運用委員会
- (8) 第三者評価委員会
- (9) ハラスメント防止委員会
- (10) 衛生委員会

#### [附属機関]

- (1) 図書館
- (2) 国際センター
- (3) 情報システムセンター
- (4) 洛西・地域研究センター
- (5) 学生相談室

### <テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの課題>

本学の教育目標（目指すべき学生像）のさらなる成就に向けて、教職員の一致した思いと行動が成されるように継続してリーダーシップをとる。

### <テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの特記事項>

特になし

### [テーマ 基準IV-C ガバナンス]

#### <根拠資料>

提出書類

22. 明德学園 事業報告書 [令和 4（2022）年度]

25. 学校法人明德学園 寄附行為

26. 理事会議事録 [令和 4（2022）年度]

27. 理事会議事録 [令和 3（2021）年度]

28. 理事会議事録 [令和 2（2020）年度]

32. 評議員会議事録 [令和 4（2022）年度]

33.評議員会議事録 [令和 3 (2021) 年度]

34.評議員会議事録 [令和 2 (2020) 年度]

備付書類

41.事業報告書・財務計算書類 [令和 4 (2022) 年度]

42.事業報告書・財務計算書類 [令和 3 (2021) 年度]

43.事業報告書・財務計算書類 [令和 2 (2020) 年度]

56.監査報告書 [令和 4 (2022) 年度]

57.監査報告書 [令和 3 (2021) 年度]

58.監査報告書 [令和 2 (2020) 年度]

**[区分 基準IV-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

**<区分 基準IV-C-1 の現状>**

監事は、私立学校法第 37 条第 3 項、学校法人明徳学園寄附行為第 14 条に定める監事の職務を理解し、定期監査（業務監査と会計監査）を年に 5 回程度実施するとともに必要に応じて臨時監査を行っている（提出-25、備付-56）。

定期監査のうち、業務監査は、規程類の順守状況やクラブ活動の管理・指導態勢、教育研究経費（特に短期大学の個人研究費）の管理・運営状況、補助金等の外部資金獲得に向けた活動状況などの中から部門やテーマを絞ってヒアリングや資料分析を行っている。

会計監査については、教育研究費（特に短大の科学研究費）やクラブ活動会計、同窓会等の周辺団体会計について執行状況や管理・運営状況を調べている。さらに学校法人会計については、外部の監査法人と連携し、年次と月次の予算、決算の状況を会計年度の期中に 2 回、期末に 2 回の計 4 回、監査している。学校法人明徳学園の財産の状況について必要と認めた監査を実施している。

臨時監査では、クラブ活動会計や周辺団体会計、その他の会計について適宜、現金実査を行っている。

理事会には、少なくとも、常勤監事 1 人は毎回、出席しており、法人経営上の重要事項や予算の補正、施設の整備等について把握し、必要に応じて意見を述べるなどガバナンス体制の強化を図っている（提出-26）。

会計年度末の決算時には、監査報告書を作り、次年度の 5 月理事会と理事会後に開く評議員会に提出し、必要な意見を述べている（備付-56）。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

#### <区分 基準IV-C-2の現状>

評議員会の定数は29人であり、理事定数13人の2倍を超すメンバーで構成されている。

明德学園寄附行為第28条は、私立学校法第42条の規定を準用し、評議員会への諮問事項として、①予算、借入金、基本財産の処分、運用財産中の不動産・積立金の処分②事業計画③寄附行為の変更、などを挙げている（提出-25）。

評議員会は年3回開催され、その都度、定められた諮問事項と理事長が必要と判断した事項について報告し、意見を求めるなど適切に運営している。

[区分 基準IV-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している

#### <区分 基準IV-C-3の現状>

明德学園は、高い公共性と社会的責任を有していることを自覚し、関係法規を遵守するとともに、教育研究活動や学園経営等の透明性・適切性を高め、主体的に情報公開を行い、広く社会に対して説明責任を果たすよう努めている。

学校教育法施行規則に規定された公開すべき情報については、本学ウェブサイト「大学紹介—大学基本情報」に掲載し、広く一般社会に向けて公開している。

私立学校法に規定された公開すべき情報については、明德学園ウェブサイト「情報公開」にて、事業報告書、監査報告書、決算広告書を掲載している。また、役員名簿等についても同ページに掲載し、広く一般社会に向けて公開している。

#### <テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>

現在は、理事長、学長ともにリーダーシップを発揮し、法令および規程に則って適切な経営が行われている。今後は、令和7（2025）年に施行される改正私立学校法に対応していく必要がある。

＜テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項＞

特になし

＜基準IV リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

理事長は、100年法人としての自覚と責任をもちリーダーシップを発揮している。200年法人に向け、引き続き、建学の精神およびのミッション・ビジョンに基づく学園経営を行っている。

学長は、学園の示すミッション・ビジョンを的確に理解し、京都経済短期大学の運営に活かすことでリーダーシップを発揮している。